

ヘイトスピーチ

(Stanford Encyclopedia of Philosophy)

Luvell Anderson and Michael Barnes
匿名集団訳と ChatGPT と江口聡

2024-11-10

目次

1	ヘイトスピーチとは何か	1
1.1	ヘイトスピーチの害	5
1.2	構成的害と帰結的害	6
2	宗教的憎悪と反ユダヤ主義	7
3	侮蔑語、コードワード、犬笛	8
3.1	スラー	8
3.2	犬笛とコードランゲージ	14
4	ポルノグラフィ、ヘイトスピーチ、サイレンシング	18
5	ヘイトスピーチへの対抗策	22
5.1	禁止法への賛成論	22
5.2	禁止法への反対論とそれに対する応答	23
5.3	対抗言論支持という代替策	25
	参考文献	26

「ヘイトスピーチ」は、多くの人は直観的に把握しやすいと考える概念だが、同時に、それは整合的な概念であることすら否定する人も多い概念である。民主主義的な先進国の大多数はヘイトスピーチを規制する立法をおこなっており——現在のアメリカは目立った例外である——、したがってそうした国々は、暗黙的には、それは整合的な概念であり、その概念的な輪郭は十分はっきりと描くことができると主張しているといつてよい。しかしながら、ヘイトスピーチの概念は実際のところは多くの困難な問いをひきおこすものである。ヘイトスピーチにおける「ヘイト」とはなにを指すのか？ヘイトスピーチは優勢な集団に対しても向けられるものなのか？あるいは定義によって、抑圧され、周縁化された共同体にしか向けられないものなのか？ヘイトスピーチは常に「スピーチ」なのか？ヘイトスピーチの危害（単数あるいは複数）とは何なのか？そして、おそ

らくももっとも難しい問題として、ヘイトスピーチに対抗するために何ができるのか？

こうした複雑性が理由の一部となり、ヘイトスピーチは大量の学際的な文献群を生みだしてきた。法学者、哲学者、社会学者、人類学者、政治理論家、歴史家、そして他の学者たちが、このトピックにとてつもない関心をもってアプローチしてきた。しかしながら、この事典項目では、こうした多数の専門家たちがどのようにヘイトスピーチの概念にとりくんできたのかをカバーすることは望むことはできない。ここでは、特に、哲学の中で、どのようにヘイトスピーチが取り上げられてきたかに注目することにする。私たちは、次のような問題だけに集中することにしよう。ヘイトスピーチをどう定義するか。ヘイトスピーチの害としてもっともなものとはどんなものであるか。ヘイトスピーチの理論が、ヘイトのおおびらな表現（侮蔑語の辛辣な用法など）とともに、隠された暗黙的な発言（たとえば「犬笛」）の両方をどう扱うか。ヘイトスピーチとサイレンシング（封殺）の関係。そして、ヘイトスピーチにどうすれば対抗できるか、である。

1 ヘイトスピーチとは何か

「ヘイトスピーチ」という語は、表現における特定のクラス（部類）を特定するためにもちいられる記述的概念以上のものである。この語は、それが指すものを否定的に判断する評価的な語としても、非難もどきの語としても用いられる。したがって、このカテゴリーを定義することには重大な含意がある。ヘイトスピーチをはっきりしたスピーチのクラスにするものは何か？「ヘイトスピーチ」という語そのものが誤解をまねくものだと主張する人々もいる。なぜなら、ヘイトスピーチという語が、〔その語の〕明確な特徴として、「ある人物の悪意ある嫌悪ならばどんな理由からのものでも」示すからだ (Gelber 2017, 619)。しかしながら、ほとんどの法学者や哲学者のあいだでは、この語が上で述べたように理解されていない。おそらく、いくつかの例からはじめた方がよいだろう。

ビクー・パレク (2012) は、さまざまな国での次のような事例を挙げている。それらは、ヘイトスピーチとして処罰する事例か、あるいはヘイトスピーチとして処罰しようと試みている事例のどちらかである。

- サッカーの試合で「ニ XX [黒人] は家に帰れ！」と叫び、サルの鳴き真似をし、レイシストのスローガンを唱和する。
- 「イスラムはイギリスから出ていけ！イギリス人を守れ！」
- 「アラブ人はフランスから出ていけ！」
- 「国に奉仕せよ。モスクを焼き払うのだ」
- 「黒人は生まれつき劣等で、好色で、犯罪に手を染めやすい。社会的に真っ当な場所に入れるべきではない」
- 「ユダヤ人は陰謀をたくらみ、邪悪で、裏切り者で、サディストで、子供殺しで、国家転覆を狙っている。ユダヤ人は、国を乗っとうとしており、それゆえ、注意深く監視しなければならない」
- 政党が「白人市民」に向けたリーフレットを配布すること。そのリーフレットには、その政党が権力の座につけば、スリナム人や、トルコ人や、その他の「有害な外国人」をオランダから排除すると書かれている。
- ブルカをかぶった女性のポスターに次の文言が書かれている。「不気味で醜い見た目の服の下に、彼女たちが持っているものを知っている人はいるか：〔服の下にあるのは〕盗品か、銃か、はたまた爆弾か？」
- ホロコーストや他の人道に反する犯罪を否定するか、もしくは瑣末なものだとする言論

ロバート・ポストによる、ヘイトスピーチを定義するための4つの基礎付けは、我々がパレクの一覧の特徴

を体系化するのに役立つかもしれない。

法の上では、我々は、特有の法的措置を受ける発言の類型を指定するために、ヘイトスピーチを注意深く定義する必要がある。これはまったくのところ簡単な作業ではない。大まかに言えば、我々はヘイトスピーチを、それが生み出す危害という観点、つまり、暴力もしくは差別といった、〔ヘイトスピーチが〕引き起こし得る身体的暴力によって定義できる。あるいは、我々はヘイトスピーチをそれに内在する性質、つまり〔ヘイトスピーチに〕使われる言葉の種類という観点でも定義できる。あるいは、我々はヘイトスピーチを尊厳という原理との関連という観点で定義もできる。あるいは、我々はヘイトスピーチを、それが伝達する思想 (ideas) という観点で定義できる。これらの定義のどれもが利点と欠点を持つ。各々〔の定義〕は異なった方法で、合衆国憲法修正第 1 条の理論と交差する。結局のところ、我々が採用する定義は、それがいかなるものであれ、我々が達成したいと望む帰結を達成するという根拠から正当化されるものであるのだ。(Herz and Moynar 2012, 31)

上の 4 つの定義の基礎は次の観点にある。(1) 危害、(2) 内容、(3) 内在的性質、つまり使われる語のタイプ、(4) 尊厳。ここで言及されたものを結合させてハイブリッドな定義を試みることもできる。しかし、ポストの指摘で明白なように、この種の定義は、定義者の関心に相関するものである。「私たちは、こうして定義された「ヘイトスピーチ」の地位を、それが私たちが望むことを達成しているか、また、定義における危害が利益を上回るものであるかを定めるために評価しなければならない」(Herz and Moynar 2012, 31)。結局のところ、現象としてのヘイトスピーチの「本質」を捉える唯一の定義などは受け入れられない。

ヘイトスピーチの定義の多くは、ポストが素描したそのカテゴリーにぴったりとははまらないことに注意しておくことは重要だ。たとえば、国連の「人種差別撤廃条約」は、ヘイトスピーチを内容と有害な帰結の両方の観点から定義している。ほとんどの定義は、ヘイトスピーチを複数の方法で特徴づけている。

危害を基盤にした定義は、ヘイトスピーチを、その標的が被る危害の観点から捉えている。差別や言語的暴力がさしあたった候補となるわけだが、一部の人々は (Gelber 2017)、ヘイトスピーチは、人が民主的な熟慮過程に参加する能力を害することがあると主張する。スーザン・ブライソン (Brison 1998a) は、選言的な定義を提案していて、それは標的に対する虐待の一種を中心としたものである。彼女の定義によれば、ヘイトスピーチは「個人あるいは集団を、人種、性別、民族、宗教、性的指向などの特徴によって誹謗 (vilify) するものであり、それが (1) 面と向かって誹謗 (vilify) するもの、(2) 敵対的あるいは脅迫的な環境をつくりだすもの、(3) 集団に対する名誉毀損 (libel、文書による名誉毀損) であるもの、のいずれかのものである」(Brison 1998a, 313)。ブリストンによって用いられる「危害 (害)」は、ジョエル・ファインバーグが「誰かの利益に対する不正な妨害 (あるいは侵害)」である (Brison 1998, 42)。

おそらく、ブライソンが提案しているような種類の選言的な定義に対する素直な反応は、主張されているリストが決定的なものか疑わしい、というものだ。定義がうまく適用できるかどうかをテストしようとする、私たちはいつも決まって〔定義に〕合致しそうなものや合致しなさそうなものに出会う。この節の最初のパレクスの例を思い出してみよう。「アラブ人はフランスから出ていけ！」のようなものは、敵対的あるいは脅迫的な環境を生み出すというブライソンのヘイトスピーチの説明にうまく含まれるかもしれない。しかし、同様のメッセージを、それよりも耳障り (abrasive) でないかたちで伝達する言明もまたヘイトスピーチに含まれるべきだろうか。たとえば「フランス国民だけがフランスに在るべきだ」は「アラブ人はフランスから出ていけ！」とおおざっぱには内容面で同じ意味だと仮定しよう。もし前者が実際に後者と同じような内容を伝達しながら、耳障りでないとすれば、その地位をどう扱うべきだろうか。多くの人は、そうした言明を非常に不愉快な憎むべきものだと思うだろう。しかし、そう思わない人も多いだろう。そして、これが面と向かった誹謗

や集団に対する〔文書による〕名誉毀損でないのは確かであるので、これをヘイトスピーチとして分類するかどうかは、それが脅迫的あるいは敵対的な社会環境を生み出すかどうかによって左右されることになる。

上のような反論から、内容をもとにした立場（内容基準説）をとりたいと思う人がいるかもしれない。内容基準説は、ヘイトスピーチを「人種、民族、ジェンダー、宗教、国籍、性的指向といった特徴や特徴のセットによって識別される個人のグループに対する憎悪を表明し、推奨し、かきたて、扇動するもの」として定義する (Parekh 2012, 40)。このような見方ならば、ヘイトスピーチの事例として、表現の仕方が違うにすぎない意味論的に同内容の言明を捉えることが容易になる。

内容基準説は、どのような内容が基準に適合するのかを決定するという問題に直面することになる。もし、ヘイトスピーチを他のタイプのスピーチから区別する内容が、ある特徴にもとづいて個人やグループに対する憎悪を表明し、推奨し、扇動しているにちがいないとすれば、この説の提唱者たちは表現についての説明を必要とすることになる。ここでのスピーチは、話し手の特定の心的状態（つまり憎悪）が存在していることを伝えるものなのか、あるいは、特定の聴衆において憎しみの感情をひきおこす可能性が高いものなのか。

内容基準アプローチが直面するもう一つの問題は、「論争における品位」を尊重しているスピーチと、「乱暴でありそれゆえ〔スピーチ自体が〕生じることを嫌う」スピーチとの区別にかかわる (Post 2009)。それが争いのあるものであれ、広くさまざまな範囲の見解を表明する能力は、民主的な社会で大事にされている側面である。上の区別を守ることができなければ、ヘイトスピーチとみなされるものの射程をあまりにも広げすぎることになるだろう。この区別をするためには、ポストが言うように、それを乱暴な振る舞いと礼儀正しい振る舞いとを区別する背景的社会規範と結びつけることができるだろう。しかし一つの問題は、そうした背景的社会規範の内容を決定することである。たとえば、そうした社会規範の構成にほとんど影響を与えることができないマイノリティ集団は、社会の礼儀規範の形成に影響を与えることから不当に排除されているといえる。

ヘイトスピーチを、内在的な性質にもとづいた定義は、一般に発生されたスピーチのタイプを強調する。問題になるのは、社会のマジョリティのなかで、攻撃 (offense) やインサルト (insult) を扇動するもの (instigate) するスピーチである。スラーのような明示的にデロガトリーな表現がこのタイプの見方の典型例である。一般に、この種の説で〔ヘイトスピーチと〕同定されるスピーチのタイプは、内在的にデロガトリーであったり差別的であったり、あるいはヴィリファイするものである。

一見すると魅力的に見えるのだが、ヘイトスピーチをこの線で分類しようとすると、二つの仕方であまりうまくいかないかもしれない。第一に、こうした仕方ではヘイトスピーチを定義するのは窮屈すぎるかもしれない。最初のリストの一部の例は、ヘイトスピーチとは見なされないように思われる。というのは、議論の余地はあるかもしれないが、そうした一部の例はそうした内在的特徴をもっていないと論じられうるからだ。たとえば、「アラブ人はフランスから出ていけ！」は、明示的にはスラー的な単語を含んでいない。第二に、この定義はあまりにも広過ぎるかもしれない。スラーがターゲット集団によって再定義され使用される (reappropriated) ような場合、あるいは芸術家が創作作品にそれを埋めこむような場合、それをヘイトスピーチの事例とみなすことは奇妙に思われる。この懸念は、言葉がどのように発言されているかではなく、言葉そのものを問題にしようとすることに結びついている。

内在的性質説の最後の難点は、おそらく、ジュディス・バトラーの著作から派生しうるものである。バトラーの説によれば、ヘイトスピーチはパフォーマティブの一種であり、「常に二重に除去されて伝達される、つまり、ある言語行為の理論を通じて、それはそれ自体のパフォーマティブな力を持っているのである (Butler 1997, 96)。もっと特定すると、「ヘイトスピーチがおこなうことは……主体を従属的な立場に構成することなのだ」(19)。バトラーはヘイトスピーチがもたらすトラブルを、その発語媒介作用にあると考えている。これは J. L. オースチンによって導入された概念で、あるスピーチがその聴衆におよぼす影響を指す。発

語媒介作用の一例として、怪談を語られることによって、おもしろがったりこわがったりすることがある。内在的性質による定義についてとはちがって、バトラーは焦点を、使われている言葉ではなく、パフォーマンスされる行為の本性に移動させている。(バトラーの理論に対する批判的な見方としては、Schwartzman 2002 を見よ)

最後に、尊厳に基づいた捉え方は、主にヘイトスピーチがターゲットの尊厳を害する役割に焦点を当てる。たとえば、スティーブン・ヘイマン (Heyman 2008) やジェレミー・ウォルドロン (Waldron 2014) らは共に、ヘイトスピーチの説明において、尊厳に訴えている。おおまかにいって、この種の捉え方でのヘイトスピーチは結局のところ、「そのターゲットの「基本的社会的地位」、つまり、社会的に対等な人々であり、人権の保持者であり、憲法上の権原 (entitlement) をもつ者として承認する基盤を掘り崩してしまう」(Waldron 2014, 59)。

このヘイトスピーチの捉え方は、また、集団の名誉毀損や集団の誹謗をも特徴として含んでいる。ドイツの刑法第 130 条は、尊厳を基盤としたヘイトスピーチの考え方を取り込んだ立法の一例である。それは、「住民の一部に対する侮辱、悪意ある中傷、あるいは誹謗による人間の尊厳に対する攻撃」を禁じている。

適用についての懸念は、尊厳を基盤にしたヘイトスピーチの捉え方にもついてまわる。第一に、私たちはどうやって、特定の事例について、全体としての集団についての偽の発言と、集団の特定のメンバーについての偽の発言を区別するか、という問いがある (Brown 2017a)。たぶん、前者はヘイトスピーチは集団を基盤とした現象であるという理解と整合的である。第二に、この見方の適用は、ヘイトスピーチとみなされるであろうものの範囲を拡大することになるものであると思われる。ある集団の基本的な地位を疑うようなスピーチであればなんでもヘイトスピーチということになるが、そうすると、論争的な政治的スピーチとヘイトスピーチの間の区別がさらに難しくなる。

おそらく、大量の選言的な定義から学ぶことができる教訓は、ヘイトスピーチの定義的記述に対する一般的な懐疑論、ということになるだろう。私たちはアレクサンダー・ブラウンに賛同して、「ヘイトスピーチ」は諸々の意味の「群」^{ファミリ}を指す曖昧な言葉だ、と言うべきかもしれない (Brown 2017b, 562)。ブラウンによれば、「ヘイトスピーチ」は単に論争的な意味をもつ語であるだけでなく、むしろ、「体系的に多義的」な語である。つまり、それは複数のさまざまな意味を伝えるものなのだ (2017b, 564)。そうした表現は、典型的には本質的に論争的な言葉として参照されるものであるもので、まちがいはなくはっきりした定義、あるいは普遍的な定義をもとめることは無駄なことである。

1.1 ヘイトスピーチの害

ヘイトスピーチに帰せられる危害は、非常に長く多様なリストを構成している。それはヘイトスピーチの事例によって、その場で人 (人々) によって経験される直接の心理的な危害から、ターゲットにされている人々だけでなく、コミュニティ全体、あるいは全国民のもっと活力にまで及ぶずっと長期的な影響にまで渡る。

「侮蔑的ヘイトスピーチ」と「プロパガンダ的ヘイトスピーチ」の区別はそれらの害を区別する際に有用である (Langton 2012; 2018a を参照。また Gelber and McNamara (2016) は「面と向かい合っただけの遭遇」と「一般流布の偶発的な発生」を議論している。)

個人に対して、街中で、あるいは車での通りすがりに投げつけられるヘイトスピーチは、面と向かっての遭遇であり、攻撃的な発語行為である。さらに、こうしたものはほとんどの場合、集団間でのヘイトスピーチであり、そこで話者 (達) はたとえば白人であり、ターゲットは非白人である。一方、プロパガンダ的なヘイトスピーチはしばしば集団内でのものである。ある集団の成員が、集団内の成員に対して (たとえば、白人が別の白人に対して)、自分に付いてくるように求めるものである。それゆえ、KKK のニューズレターはこのカテ

ゴリーに入る。

上の区別は心にとめておくのは役に立つことなのだが、過大評価されるべきではない。ヘイトスピーチの被害者たちの経験の調査研究を要約して、キャサリン・ゲルバーとルーク・マクナマラは次のように結論している。被害者たちが堪え忍ばねばならないレイシズムの日常的経験のなかでは、「ヘイトスピーチに対する対面遭遇と一般流布のあいだの区別は、常に明確なわけではない」(Gelber & McNamara 2016, 326)。

それでも、この区別は有害であると言えるような発話行為のタイプの幅広い領域を明らかにするために役立つ。さらには、どのようにヘイトスピーチが有害であるのかを示すためにも役立つ。たとえば、ウォルドロン(2014)は主にプロパガンダ的な様態のヘイトスピーチに焦点を当てている。そうしたヘイトスピーチは、彼が論じる場所では、非優勢の共同体の成員に与えられるべき平等な社会的地位の保証——彼の言い方では「尊厳の保障」を掘り崩してしまうものである。こうした見方では、おおっぴらな(public)ヘイトスピーチは——たとえば「ムスリムは出ていけ！」というビラ——は、社会の安寧への環境的脅威であり、遅効性の毒薬であり、一言一言があちこちで蓄積していくようなものである(Waldron 2014, 4)。それゆえその危害は、より広い社会を攻撃するものであり、単にヘイトスピーチのターゲットになっている個人だけを攻撃するものではない。

一方、いまや古典となった『傷つける言葉』(*Words that Wound*、未邦訳)に収録されている論文は、著者たちが「攻撃的スピーチ」、つまり、「不意打ち、テロ、傷つけ、辱め、貶しの武器として使われる言葉」と呼ぶものに焦点を当てる傾向にあった(Matsuda et al. 1991, 1)。その結果として、著者たちは、「直接的・情動的苦痛(distress)」(Delgado, 1993, 93-94)のような、ヘイトスピーチの「直接の、即座の、そして実質的な傷つけ(injury)」(Lawrence 1993, 57)を生じさせる能力の方に焦点を当てることになった。このアプローチによれば、ヘイトスピーチのもっとも明白な害は心理的なものである。しかしながら、こうした心理的な傷は、ヘイトスピーチがはびこっている場合には大規模なものになる。それゆえウォルドロンのような論者がスポットライトを当てているような共同体あるいは社会の害として帰結する。この理由から、これらのアプローチのあいだの違いは、おおかたのところは、何を強調するかの問題であると考えてよいだろう。

個人的な危害ともっとも広い社会的な危害の間関係は、ヘイトスピーチが被害者たちに与えるより即時的なインパクトに加え、その長期的な影響を認めるならば明白になる(Delgado and Stefancic 2004, 14)。ヘイトスピーチの被害者たちは、まず「心理的症状と情動的な苦痛」を経験する。攻撃的なヘイトスピーチの即時的な結果としてのストレスや恐怖の亢進がそれである。しかし、被害者たちはさらに、さらに多くのヘイトスピーチを受けることを避けるために「自分たちの行動と態度を変更」し、十分に社会に参加するという能力を制限するという長期的な帰結を経験する(Matsuda 1993, 24)。ゲルバーとマクナマラのインタビュー対象者たちは、ヘイトスピーチが引き起こす複雑な影響の網の目の存在を肯定し、「害が一時的なものではなく、持続的なものである」(2016, 336)ことを強調している。こうして、ヘイトスピーチは健康と尊厳に対するその場での攻撃であり、また同時に社会における共同体の地位に対する脅威でもある。ヘイトスピーチ事例の蓄積的な効果は、それゆえ、個人においてとともに共同体においても位置づけられるような危害の集合体であり、それは攻撃的ヘイトスピーチとプロパガンダ的ヘイトスピーチの間の区別をぼやけさせるのである。

1.2 構成的害と帰結的害

もう一つの区別も同様に有用だが同時に困難もともなっている。それは構成的害と帰結的害の間の区別である。つまり、あるヘイトスピーチの発話をするに於いて生じる害と、その後続の結果として生じる害の区別である(Maitra and McGowan, 2012, 6を参照)。この区別は、J.L オースティンの発語行為論(Austin

1962) にもとづいたものだ。この理論は、フェミニスト言語哲学者達によるヘイトスピーチの検討で重要な役割を果たしてきた (e.g., Langton, 1993; 2012; Maitra and McGowan, 2012; Maitra, 2012; McGowan, 2004; 2009; 2012; 2019; およびその他を参照)。構成的害とは、オースティンが「発語内行為」と呼んだものに対応するもので、Xと言うことにおいて遂行されるものである。一方、帰結的害とは、「発語媒介効果」に対応するもので、Xということによってもたらされる帰結である。上で検討された害のほとんどは（すべてではないが）、帰結的害を含んでいる。それは、心理的損害、恐怖の感情、社会的な撤退などの項目は、どれもごく自然に、発語媒介効果というカテゴリーに入る。

ところで、哲学者たちは、ヘイトスピーチが、社会的ヒエラルキーにおける憎悪によってターゲットにされている社会的集団に対して、間接的に影響することで、またちがった仕方で傷を与えうることにも注意を促してきた。「社会的権力の分配についての事実——この権力を誰がもっているのかという事実、そして誰がその権力をもっていないのか、ということが含まれる——を固定することによって」傷を与えるのである。これは、その発語行為を発話することにおいて生じる直接的な〔その場での〕害である（然るべき状況で、然るべき理解のもとでは）この行為は規範的状况に変化を生み出す。ヘイトスピーチの一事例が、最初にサーヴェイしたような傷を引き起こすだけでなく、たとえば、先住民族を劣位に格付けしたり、（おそらく扇動によって）差別的な振舞いを正当なものであるとしたり、その発言を封じたりするのは、こうした仕方によってなのである。（ヘイトスピーチの発語内行為としての封殺（サイレンシング）という観念については、下の第4節で再度論じる。）

ヘイトスピーチの構成的害が私たちの注意を引く理由の一つは、ありえる規制の正統性についての議論を生産的な仕方で前に進めることができるからである。メリー・ケイト・マクゴワンはごくこうした主張をはっきりとおこなっている (McGowan 2009)。「私たちは、あるカテゴリーのスピーチが〔因果的に〕引き起こすものに注目するより、そうしたスピーチが、実際にそれ自体としておこなうことに関心をもつ」べきである、と彼女は述べる (2009, 389 – 90)。ここにある発想は次のようなものである。ヘイトスピーチによって引き起こされる害にのみ焦点を当ててしまうことで、私たちは必然的に、スピーチの許容あるいは規制の費用対効果をどう均衡させるかという議論に引きずり込まれてしまい、それによって議論が袋小路へと導かれてしまうのだ、というものだ。他方で、ヘイトスピーチを構成する行為の性質を明らかにすることに注意を向けると、害の均衡を取ることの問いを避けつつ規制をおこなう道を開くことに役立つ。このアプローチでは、ヘイトスピーチのいくつかの実例が（言葉での）差別行為を構成していることを理解できるし、かつその他の差別的行為を類比的に考えるべきである——ホテルの看板の「白人専用」のような掲示は——合衆国法では違法として認識されている。発語行為のため、ヘイトスピーチは身体痕跡がなすのとはほぼ同じように差別的諸規則を制定しうるし、同様に制限すべきである。この論証はオースティンによる「権限行使型」概念の発展へと進む。それは、所与の定義域で諸規則を制定するような発語行為である。そして、発語行為理論の有益な使用の一例として、ヘイトスピーチの哲学がある。

ところで同時に以下のことも認められている。この分析が依拠する区別——つまり発語内行為と発語媒介行為の間の区別——は、一部の論者によればとても支持できるものではない（一例として、Kukla, 2014 を参照）。発語内行為は聴衆が一定の理解をしなければ、不定であるかあるいは未成立なのだから、私たちが発語行為の効果と、その内在的な性質をどう区別するかをはっきりさせるのは困難である。それ以上に、ヘイトスピーチの被害者の証言によれば、構成的害と帰結的害の間には密接で複雑な関係がありその害は蓄積的に経験される、ということが示唆されている (Gelber and McNamara 2016, 336-37)。そうしたわけで、こうした二種のタイプの害をあまりにしっかりと区別しようとする試みは、被害者の経験を歪めて表現してしまうリスクがあり、また、ヘイトスピーチを制約しようとする試みを、哲学的に論争的な区別に無用に結びつけてしまう

ことになるかもしれない。

結果として、こうした危害のあいだの対比をあまりに強くおこなおうとするときには、一定の警戒が必要である。攻撃的ヘイトスピーチとプロパガンダ的ヘイトスピーチの間の区別と同様に、私たいは帰結的危害と構成的危害の間の区別を、ヘイトスピーチのさまざまな危害を採求するという分析の上では有益なものを見ることが出来るかもしれないが、同時に、それはヘイトスピーチの現場のリアリティからの抽象でしかないことを認めておく必要がある。

2 宗教的憎悪と反ユダヤ主義

時に、宗教的信仰がヘイトスピーチと見なされているもの源泉で、また時にそのターゲットでもある。どちらのケースでも、ヘイトスピーチの概念に宗教を加えることを評価するのは難しい課題である。宗教的信念に根ざしたスピーチは、時に、その事例がヘイトスピーチとみなされるべきかそうでないかを定めるために精査の対象になる。たとえば、ウエストボロ・バプティスト教会のデモはしばしば侮蔑語や他のあからさまに名誉を傷つけるような言葉を使用している。これは極端な事例であって、すでに存在しているヘイトスピーチ規制法によって対応できるようなものである。しかしながら、他のケースでは、宗教リーダーたちが争いになるような発言をおこなうことがある。たとえば、LGBT+ 個人たちの合法性や承認を問題視しながらも、それは憎しみではなく愛からの発言だと主張したりしている。この種の宗教的発言を問うことは、それが自由で民主的な社会が寛容にならねばならない論争的な発言であるのか、あるいは、根底にある規範に触れている禁止すべきスピーチであるのか、ということに関わっている。

一部には、宗教的感受性は、攻撃から特別な保護を与えられるべきかどうかを疑っている人々もいる。たとえばアムノン・ライヒマンの指摘では、一部のイスラエル学者たちは、宗教的信仰に特別な保護を提供することはよいアイデアであるとしている。それは「宗教的信者たちを、国家の権威と自分の宗教の権威（つまり、神の権威）とのあいだで選択しなければならなくすることを避けるため」である (Reichman 2009, 338)。こうしたことの前提とされているのは、宗教は、法的な体制と競合関係にある制度化された規範的体制であり、宗教的信念の衝突は社会の社会的な骨組みを脅かすものだ、ということである。そこで、そうした衝突を和らげることが、オランダの新聞『ユトランドポスト』やフランスの『シャルリ・エブド』でのムハンマドの戯画をめぐる騒動のような、不穏な状況を避けるためには賢明だ、ということになる。

しかしながら、宗教的な信念が、他の同じくらい強く信奉されている信念よりも特別な保護に価するかどうかという事は明らかではない。強く信奉されている政治的信念どうしの衝突も、宗教的信念と同じように社会の骨組みを脅かすような脅威をもたらさう。そういうわけで、同じような配慮がかなり広い範囲に適用されるべきではないと考える理由はないのである。こうした根拠にもとづくある種のヘイトスピーチの保護を提供することは、スピーチ一般に対する強い抑圧を導入することにつながるかもしれない。

ホロコースト否定、アルメニアでのジェノサイドの否定、それに他の人道に対する犯罪の否定も特別立法の対象となってきた。特にヨーロッパでそうである。マイケル・ワインが指摘しているように、16のヨーロッパ国家とイスラエルが、ホロコースト否定を犯罪としている (Whine 2009, 543)。こうしたコンテキストでは、少なくとも、ホロコーストを否定あるいは瑣末化するスピーチを禁じる一つの根拠は、その憎悪を扇動するという役割への懸念にかかわっている。マーティン・インブロー (Inbleau 2011) によれば、否定論スピーチは歴史的な作業のふりをしているものの、その実はプロパガンダである。否定論者の目的は、過去の犯罪的イデオロギーの再生を防ぐ真理の意識を根絶することである (Imbleau 2011, 238)。しかし、これが根拠であるとするれば、それは潜在的にはずっと広い適用範囲を正当化する道を開くものである。というのは、同様の主張は

他の形態のプロパガンダにおいてもなされうるからである（ホロコースト否定論の概略については、Robert Wistrich (2012) と Behrens et al (2017) を参照せよ）。

3 侮蔑語、コードワード、犬笛

パレク、ブリソン、その他の研究者が指摘しているように、ヘイトスピーチは明示的にも微妙にも表現されることがある。明示的な事例と微妙な事例に対応するいくつかの異なる表現タイプ、つまり侮蔑語、暗号言葉、^{スラー}、^{コードワード}、^{ドッグホイッスル}、^犬、^笛を特定できる。より微妙な形態は、狭義のヘイトスピーチの概念の範囲外におかれることもある。

3.1 スラー

おそらくもっともよくヘイトスピーチの典型例として引用される表現の種類は侮辱語 (slur) である。侮辱語は、通常、人種、ジェンダー、性的指向、国籍、能力、政治、移民の状態、地理的領域、その他の区分を狙った侮辱 (insult) の一種として特徴付けられる。侮辱語を扱った論文の多くは、主に、この侮辱語という言葉学的な種類のもの、意味論的・語用論的性質に焦点を当てている。その際、そうした分析が、実際に侮辱語のターゲットたちの名誉を貶めるかの説明にもなると期待されている。もちろん競合する複数の説明があり、その一部はおそらくヘイトスピーチの法的・日常的な概念に他よりより適合するものであるだろう。

競合する説明を掘り下げて考える前に、検討中の「侮辱語」の実用的定義を示すのがよいだろう。典型的には、侮辱は、個人もしくは集団に貶め (demeaning)、社会的評価を低下させる (derogating) 慣例的な方法として理解され、同一物を指示をする評価中立的な同等物と対比されるものである (Jeshion, 2013a; 2013b; Camp, 2013; Cepollaro, 2015)。例えば以下は、無礼さについては異なるが、その他の点では、同様の主張をしていると捉えられる。

(3.1) ^{クラッカー}白豚野郎が議会の約 80% を占めている。

(3.2) ^{ホワイトピープル}白人 が議会の約 80% を占めている。

多くの人にとって、(3.2) は単純に記述的言明とみなされる一方で、(3.1) は攻撃的言明であるとみなされる。(3.1) の「白豚野郎」という表現は侮辱語である一方で、(3.2) の「白人」はそれと同じ意味の中立的な同等物である。

侮辱語には、それに対応する中立的表現がある、あるいは中立的表現もできるはずだ、という広く受け入れられている合意があるように思われるが、すべての人がこの意見を共有しているわけではない。たとえば、ローレン・アシュウェル (Ashwell 2016) は、侮辱語を同定するにあたって中立的同等物（彼女は「中立的相関物」と呼ぶ）が不可欠な役割を果たすことを否定している。「ピッチ（生意気な女）」「スラット（尻軽女）」「シッシー（意気地なし）」のような特定の性別に対する侮辱語は、「ニガー（黒人を指す侮蔑語）」「カイク（ユダヤ人を指す侮蔑語）」「クラッカー（白人を指す侮蔑語）」「スピック（スペイン人を指す侮蔑語）」のような人種的で民族的な侮辱語と同様に名誉を貶めるが、中立的同等物を欠いていると、アシュウェルは主張する。その結果として、そうした語の定義は、中立的同等物への参照を含むとは限らない。実際、侮辱語の定義の中心に中立的同等物を据えてしまうと、侮蔑語と同等の機能を果たすがその中心的な特徴だと言われているものを欠くような語をこの偽りの中心的機能をまだ欠く侮辱語と同様に機能する用語を説明することができなくなってしまう。

アシュウェルは、ジェンダー関連の侮辱語には、侮蔑的でない中立的同等物がないと説得力のある主張を

している。侮辱語を定義するためには必ずしも中立的同等物の存在は本質的ではないという彼女のより広い主張は、語用論および意味論的な説明に対して真摯に受け止める価値もある含意をもっている。アッシュウェルによれば、語用論・意味論の両方の種類の説明は、侮辱語の説明の中に中立的同等物が存在するかかどうかにかかわらずに依存する。

スラーの毀誉能力に関する現在の語用論的説明は、ある特殊なトラブルに巻き込まれている。というのは、語用論的な説明は、スラーがセンテンスに対する意味論的寄与は、その中立的な関連語がかわりに使用されたとしたらもつであらう意味論的寄与と同一であると考えられる傾向があるからである。この種の説明はまた、スラーが、意味論的な意味の変化なしに消毒されうる——その侮辱的な側面を削ぎ落され——という可能性を残すことになる。しかしながら、現在の意味論的説明も、こよりさして優れたものではない——意味論的説明もまた、中立的な関連語の存在を要求するような構造になっているのである。(Ashwell 2016, 229)

アッシュウェルにとって、スラーの語用論と意味論は構造的に中立的な同等物を必要とするものであり、それゆえ単純に同等物を投げ捨てることはできない。こうした理論の提唱者たちに可能な応答の一つは、アッシュウェルが注目しているジェンダー化された侮辱は、それをスラーと呼ぶべき特徴が疑問視されるべきかもしれない、というものだ。こうした理論家たちにとっては、彼らが事実の問題だと同定した言葉は、実際に中立的な対応物を伝達しており、この対応物がその言葉を一つのクラスとして区別してくれるものなのである。そして、アッシュウェルが同定しているような表現は、スラーと同じようなパターンを示してはいるが、スラーとはちがうものにするような特徴も示しているのである。こうして、すべての侮辱的な表現を一つのクラスに押し込む必要はないのである。私たちの分類を、明快さを保持するような仕方でも拡張することもできるのだ。

スラーについてのもう一つ重要な問題は、その感情を害する能力だ。スラーをヘイトスピーチの典型事例の第一候補にしているものは、それが感情を害する潜在力についてのごく一般的な信念である。たしかに、スラーについての文献は、単にそれが不快であることを前提としているが、その主張を擁護するような論証は(もし存在するとしても)たいしたものはない。そうした文献の読者が、不快を、嫌悪を引き起された心的状態と理解すべきか、あるいは、広く受け入れられている公的規範の侵害とみなすべきかということは常に明らかであるわけではない。

ルネ・ボーリンガー (Bolinger 2017) は、スラーが不快であるという主張を理解する三つの仕方を論じている。

1. 観客は実際に、差別的な発言に対して不快感を抱いた
2. その発言は不快感を抱かせるに値するものであった
3. 不快感を抱くことが正当であったかどうかにかかわらず、観客が不快感を抱くことは合理的であった。

(1)における「不快感」の意味は、発言の瞬間に観客が実際にどのように反応したかを示している。これが「不快感」の理解として成り立たないのは、少なくとも2つの理由による。第一に、そのように理解すると、「侮辱語は不快である」という主張が強すぎるものになってしまう。私たちは実際の不快の原因を追求したいのだから、私たちはスラーの特定の使用に注目しているわけだが、そうした発言がオフENSIVEにしているものを説明したいのであって、ある言語学的な集合の不快さ解明しようとしているわけではない。その結果として、先の主張のもっとも自然な解釈は、侮辱語の発言は常に不快である、ということになる。つまり、侮辱語の使用は常に嫌悪される心的状態を引き起こすということになる。

これはもちろん、いくつかの疑問を引き起こす。まず第一に、この強い主張は、不快でない侮辱語の用法が

存在することを否定しているのだろうか？ 言語の再適用 (reappropriation) や間接的な報告、さらには——特に侮蔑語の対象となる集団のメンバーによる——直接的な報告などの事例を考えると、侮蔑語を使用しても聞き手に不快な精神状態を引き起こさない場合があり、そのため、この主張は明らかに誤りである。さらに、誰がその「聞き手」に該当するのかという疑問もある。それに関係する聞き手とは、話者が意図した相手のことなのだろうか？ 発言を知った全員が聞き手なのか？ それとも発言の場にいた人だけが聞き手なのか？ 先の主張は、言語の種類全体ではなく、特定の侮蔑語の発言に関するものでなければならぬため、侮蔑語が使用される際に引き起こされる多様な反応を反映する必要がある。二つ目の理由は、聞き手に関する疑問に関連している。聞き手全員が不快に感じなければならないのか、それとも一人、数人、あるいは一部の人が不快に感じれば十分なのか？ 不快に対する反応に関して、その主張の範囲はどこまで及ぶのか？ これらの質問への回答は、おそらくこの強い主張を持続不可能にし、より弱いバージョンも疑わしいものにするだろう。したがって、「不快」の意味を出発点にするべきではないだろう。

(2) で表現されている意味は、不快感を抱くことに対する道徳的な正当性に関するものである。ボリンガーは、ある発言に対して正当な不快感を抱く3つの根拠として、意図、不適切さ、そして連想を挙げている。話者が不快感を与えることを意図している場合がある。その際にはしばしばタブー視され、不適切と見なされている表現を用いる。「fuck」や「dick」、「shithead」のような卑俗な罵り言葉は、少なくとも「礼儀正しい」場面では一般的に不適切な言葉と見なされる。侮蔑語のような表現は、単に不適切であるだけでなく、そこから連想される態度や慣習も伴い、それが不快感をさらに増幅させる。例えば、ナチスの鉤十字やアメリカ南部連合の旗は、それぞれユダヤ人やアフリカ系アメリカ人に対する抑圧的かつ大量虐殺的な行為と深く結びついている。

この「不快感」の意味は依然として、ある人物の何かに対する反応に関わるものだが、それは単にどのよう^に反応するかではなく、不快感を抱く正当な理由に関係している。「発言が不快感を抱かせるに値するものであっても、聞き手がないか、あるいは聞き手がその発言を不快と感じない（例えば、不快な態度を共有している、発言を深刻に受け止めていない、または発言を誤解している）場合には、実際には不快感を生じさせないことがある」(Bolinger, 2017, 441)。ボリンガーは、特に連想による不快感のカテゴリーがヘイトクライム法の対象となることが多いと指摘している (ibid., 442)。そのような言葉は、しばしば公式の社会制度や「十分に目に見える慣習」、またはその両方によって支えられていることが多い。

(3) において、ボリンガーは「合理的」や「権利」という言葉を、聞き手が侮蔑語の発言に対して不快感を抱くことに関する認識論的な正当性を指すために使用している。ここで、聞き手が不快感を抱くことに対して正当性がある場合と、それが合理的である場合の間にギャップが生じる。たとえば、非ネイティブスピーカーが侮蔑語を使って誰かを指したが、その表現が侮蔑語であることを知らなかったと判明した場合、対象者が不快感を抱くことは合理的であったが、正当性はなかったと言えるだろう。これまでに議論された3つの意味のいずれも、特定の侮蔑語に対する不快感の説明に関与する可能性があることは確かである。

次の一対の発言を再び考えてみよう。

(3.1) アメリカ議会の約80%は「クラッカー」だ。

(3.2) アメリカ議会の約80%は白人だ。

(3.1) と (3.2) の違いを最も簡潔に説明する方法は、「クラッカー」という言葉が「白人」と何らかの意味的な違いを持っているということだ。このアプローチの最もよく知られた2つのバージョンは、クリス・ホーム (Hom 2008) とエリザベス・キャンプ (Camp 2013) によるものである。ホームの説明によれば、「クラッカー」は「白人」とは異なり、侮蔑語として侮蔑的な内容を含んでいる。侮蔑語の侮蔑的な内容は、それを支える社

会制度によって決定され、その制度は2つの要素から成り立っている。それはイデオロギーと一連の慣習である。ホムはイデオロギーを「特定の集団に対する（通常は）否定的な信念の集合」と定義している(431)。そして一連の慣習とは、「失礼な社会的待遇から大量虐殺に至るまでの人種差別的な行為」を指している(同)。この2つの要素〔イデオロギーと慣習〕が組み合わさって、侮蔑語の意味内容を生み出す。これには、特定の社会集団の一員であることにより、特定の特徴を持つ個人がどのように扱われるべきかに関する規範的な主張が含まれている。(侮蔑語とイデオロギーの関係についての別の説明は、Kukla (2018) や Swanson (2015、他のインターネットリソース) を参照のこと。)

ここで使用された一対の文は、多くの人がさまざまな例を考える際に気づくであろう観察を示すものである。(3.1)の侮蔑語は、一般的に、被差別集団を標的にする言葉よりも不快感が少ないと感じられる。言語使用者は、侮蔑語の中にも不快さの強さに違いがあることを認識しており、ある言葉は他の言葉よりも強く不快感を与える。言語使用者は、侮蔑語の中でも不快さの強さに違いがあることを認識しており、ある言葉は他の言葉よりも強く不快感を与える。このことをホムは「侮蔑のバリエーション」と呼んでいる。ホムの説明によれば、人種差別的な制度の激烈さの違いが不快感の強さの差を説明している。したがって、「クラッカー」は「n**er」や「sp*c」、[*g]のような侮蔑語よりも不快感が少ない。これは、それらの言葉を支えている人種差別や同性愛嫌悪の制度がはるかに激烈であるためである。(また、支配的集団のメンバーに対する侮蔑語を支える人種差別的な制度がそもそも存在するのかどうかとも疑問に思うかもしれない。)

ホムの見解に対して提起されている反論の一つは、彼が提案する侮蔑語の意味内容が過剰であるというものである(Jeshion, 2013b)。ロビン・ジェションは、ホムの見解について「特定の集団に対する非常に具体的なイデオロギーや扱い方を侮蔑語に帰属させているが、これほど意味的に豊かで明確に定義されたものが、侮蔑語に意味として組み込まれているかは疑わしい」と主張している(318)。つまり、人種差別主義者がこのように細かく人種に基づいた意味を込めているかは疑わしいということだ。ジェションは、侮蔑語がホムの主張するほど強固な意味を表現しているとは考えていない。

キャンプは、侮蔑語に関する別の意味論の説明を提案しており、それによると、侮蔑語は「世界やその特定の部分に対する、考え方、感じ方、そしてより一般的な関わり方の開かれた形」としての視点と密接な関係を持つ(Camp 2013, 335 – 336)。キャンプによれば、話者が侮蔑語を使用することは「対象となる集団全体に対する包括的な視点への関与を示す」(ibid., 337)。この視点は否定的なものであり、特定の集団に特に関連付けられた特定の特徴や性質を強調し、それが特定の感情的および評価的な反応を正当化すると仮定されている。

キャンプにとって、侮蔑語を使う視点が意味的な特徴となるのは、それが単に「ある特定の視点への忠誠を示している」だけでなく、「まさにその表現を使用することによって、明白かつ覆し得ない形でそうする」からである(ibid., 340)。侮蔑語の使用は、その対象についての意図的でキャンセル不可能な考え方を会話の中に挿入するものである。これは表現自体にコード化されており、聞き手が語用論的なメカニズムを通じて「やっ」と理解するものではない。この点は、侮蔑語の侮蔑的な意味を、後からそれを取り消そうとする発言で通常は消すことができないという事実によって強化されているように見える。たとえば次の例を見よ。

(3.3) オレが応募した仕事は、スピックに取られちゃったが、ヒスパニックであること自体に悪い意味を込めたわけではないぜ。

この対比にある緊張は、聞き手が一般的にその侮蔑語自体の意味に由来していると考えられるものであり、特定の文脈で言語が使用される方法から生じる特徴に由来するものではない。さらに、ジェションがホムの見解に対して提起した反論で見たように、侮蔑語が伝える情報はそれほど具体的なものではない。この点は、キャン

プが侮蔑語に関連付けている「視点」には一定の限度はないという性質と一致している。

キャンプの説明は大きな進展を示しているものの、批判者たちは依然として欠点があると考えており、それらは再考すべき問題だと指摘している。例えば、ジェフ・ナンバーグ (Nunberg 2018) は、キャンプの視点の特徴付けがあまりに曖昧で、特定の集団に対する侮蔑語のより具体的なニュアンスを捉えきれていないと主張している。「redskin と injun、nigger と coon を区別するものは、単に参照対象について特定の考え方をする傾向というよりも、もっと正確で豊かなものである」 (Nunberg, 2018, 260 – 261)。ナンバーグによれば、侮蔑語が機能する上で中心となるのは、使用者が対象についてどのように考えるかという視点ではなく、むしろ、その言葉が、対象を否定的に捉える傾向のある集団やコミュニティへの忠誠を示すことだとされている。

明白な例を挙げると、女性を「shiksa」と呼ぶ場合、単に異教徒の女性について特定の見方をする傾向に同調しているだけでなく、そのような傾向を持つ人々との連帯を示している。その集団との所属が主要であり、呼び起こされる視点に先行している。つまり、「shiksa」を適切に使用することは、異教徒の女性について特定の見解を持たなくても可能だが、ユダヤ人と同一化しない限りは不可能である。(ibid., 261)

一部の研究者からすると、ホムやキャンプの説明は侮蔑語における重要な側面を見おとしめている。つまり、侮蔑的な力において態度の表現が果たす役割である。こうした見解は、侮蔑語とその対応語の違いが意味論の領域にあることに同意しているものの、従来の説明では重要な側面が欠けていると指摘している。ジェション (Jeshion 2013a) は、侮蔑語の意味論における3つの要素を次のように特定している。(i) 真理条件的要素、(ii) 表出主義的要素、(iii) 同定的要素である。侮蔑語の真理条件的要素は、その中立的な対応語によって参照されるものと同じ集団に対応している。表出主義的要素は、侮蔑語が、それに社会的に関連する集団のメンバーに対して、彼らの集団所属に基づく軽蔑を表現する能力を捉えている。最後に、同定的要素は、ある集団にとってそのアイデンティティの中核をなすと見なされる特性を帰属させるものである。マーク・リチャード (Richard 2010) もまた、侮蔑語が何を表現するかの説明において、否定的な態度を含める見解を提案している。ジェションやリチャードの説明は、一般に「表出主義的」見解と呼ばれている。

表出主義的な見解が問題を抱えていると考えられている一つの点は、侮蔑的バリエーションの問題である。侮蔑的バリエーションとは、侮蔑語がその不快さの強さにおいて社会言語学的に変化することを指している。不快感の度合いをスケールで表すと、「n**er」や「k*ke」のような侮蔑語は、「cracker」や「wop」よりもスケールの上位に位置している。表出主義的な見解は通常、侮蔑語に種類の態度、すなわち「軽蔑」を帰属させているが、これは侮蔑語の不快感の複雑な特徴を十分に捉えるには不十分であるように思われる。たとえば、同じ対象を指すが不快感が異なる侮蔑語を考えてみると、表出主義的な説明ではこのバリエーションを説明するためのリソースが不足しているように見える。したがって、この理由から表出主義は侮蔑語の説明としては不適切である。

ジェションは、この反論に対して、自分の表出主義的な見解は「バリエーションが意味論から生じると規定する侮蔑的バリエーションのバージョンとだけ矛盾する」と主張している (Jeshion 2013a, 243)。ジェションは、侮蔑語の特定の発言ではなく、その言葉自体に焦点を当ててしまうと、我々はこれらの言葉が持つ不快感を引き起こす力に寄与するさまざまな要因を考察してしまうことになる。実際のところは、しかし、そうして特定の発言に注目するならば、実際には不快さの判断に影響を与えるさまざまな要因が曖昧になってしまう。その結果、ジェションが主張するところでは、私たちの不快感に関する直感的な判断は、次のような命題を支持すると考えるべきだという。

侮蔑的バリエーション発言：異なる侮蔑語の発言は、それぞれ異なる強度の不快感を引き起こす。

ジェクションは、この命題が彼女の説明と両立するとしている。なぜなら、侮蔑語が武器化されて使われる場合、その不快感は原因が意味論的、語用論的、社会文化的、歴史的な理由によるものだからである。その結果、彼女のような意味論的見解が、侮蔑的なバリエーションを意味論的に説明する必要はないと彼女は主張している。

推論主義は、侮蔑語をそれが許す推論の種類に基づいて説明する。ロバート・ブランドム (Brandom 1994)、マイケル・ダメット (Dummett 1993)、リン・ティレル (Tirrell 1999)、ダニエル・ホワイティング (Whiting 2008) などがこの見解を支持している。たとえば、ティレルは「単語や表現の意味は、その実際の文脈および可能な文脈におけるさまざまな役割に関するものだ」と述べている (Tirrell 1999, 46)。現在では使われなくなった侮蔑語「boche」の意味を特徴づける際に、ダメットは次のように言う。

その言葉「ボッシュ」を誰かに適用する条件は、その人物がドイツ国籍であることだが、適用の結果として、その人物が他のヨーロッパ人よりも野蛮で残虐な傾向があるとされる。この二つの方向での結びつきは、言葉の意味そのものに十分に強く関与していると考えべきであり、どちらかを切り離せば、その言葉の意味は変わってしまう (Dummett 1993, 454)。

ダメットの説明によれば、「boche」の意味を知るということは、その参照対象がドイツ人であることから、その人物が野蛮であり、他のヨーロッパ人よりも残虐な傾向が強いという推論をおこなうことを意味する。

推論主義にも課題がある。例えば、ティモシー・ウィリアムソン (Williamson 2009) は、推論主義に反対し、非差別主義者が否定的な推論を引き出す傾向を持たないにもかかわらず、それらの使用を理解できる点を説明するのが難しいと指摘している。「私たちが人種差別的・外国人嫌悪的な侮辱を不快に感じるのは、それを理解しているからであり、理解できないからではない」(257)。推論主義者がウィリアムソンの指摘に対して反論する手段を持っていないわけではない。例えば、ブランドム (Brandom 1994) の推論主義では、理解は表現が位置づけられている広範な推論的結びつきのネットワークを把握することによって決定される。重要な含意として、異なる話者が同じ表現を理解していても、異なる推論的役割をそれに関連付けることが考えられている。これにより、ウィリアムソンの「侮蔑語を理解するためには、侮蔑的な推論を引き出す傾向がなければならない」という指摘を回避できる (参照：Steinberger and Murzi, 2017)。しかし、ブランドムの見解自体も議論的である (推論主義に対するさらなる反論については、Anderson and Lepore (2013b) や Hornsby (2001) を参照のこと)。

最後に紹介する見解は、これまでの説明とは対照的に、社会文化的な要因に基づく説明を採用するものだ。ラヴェル・アンダーソンとアーニー・レポアによれば、侮蔑語は禁じられた表現であり、それを使うことが、その禁止を価値あるものと認め尊重する人々に不快感を与えるという。「明らかなのは、その言葉の歴史が何であれ、その意味や伝達内容が何であれ、誰がそれを導入したとしても、過去の関連性に関係なく、いったんそれに関連する人々がその言葉を侮蔑語だと宣言すれば、それは侮蔑語になるということだ」(Anderson and Lepore, 2013a, 39)。この禁止は、使用だけでなく、表現に対する言及にも適用され、直接的および間接的な報告も含まれることになる。

禁止主義に対する反論の一つは、キャンプ (Camp 2018) から提起されている。キャンプは、この見解がシンプルで強力である一方で、「あまりにうまく機能しすぎてしまう」ため、いくつかの複雑さを説明しきれていないと主張している。特にキャンプは、「侮蔑語の真理評価可能性や投影的な振る舞いは、禁止主義が予測するよりもバリエーションが大きい」と述べている (Camp 2018, 33)。たとえば、彼女は侮蔑語の不快感が報

告の中で容易に「隔離」できる場合があると考えている。

ジョンは「ス**ク」があと数年でこの地域全体を支配するだろうと考えている。しかしもちろん、私自身はラテン系コミュニティがこれほど活気づいているのは素晴らしいことだと思っている。

この発言における侮蔑語の不快さは、報告者ではなく、ジョンに相対化されて判断されている。

侮蔑語に関して、どの見解によって、その害をどう捉えるかに影響が出る。たとえば、内容に基づく見解を採用すれば、ヘイトスピーチを内容に基づいて定義することが促され、有害さは伝達されるメッセージそのものにあるとされるだろう。一方で、表出主義的な見解を採用すれば、侮蔑語が持つ内在的な特性に焦点を当てる説明に傾く可能性がある。(このセクションで言及された以外の代替的な説明については、Popa-Wyatt & Wyatt (2017)、Bach (2018)、Croom (2011)、Kirk-Giannini (2019)、および Neufeld (2019) を参照のこと。)

3.2 犬笛とコードランゲージ

明示的に侮辱的なスラーに加え、研究者はもっと暗黙的な形の侮辱的コミュニケーションに注目している。タリ・メンデルバーグ (Mendelberg 2001) やハニー・ロペス (Lopez 2015)、ジェニファー・ソール (Saul 2018)、ジャスティン・クー (Khoo 2017) たちは内密に人種的なアピールしながら、すでに存在している人種的な敵意にアクセスするための、人種的な暗号的表現 (code language)——犬笛 (ドッグホイッスル) の使用を詳細に分析している。ソールは犬笛を考える上で、役に立つ数種の区別を提供している。犬笛は、明示的なものと暗黙的なものがある。さらに、意図的なものと非意図的なものがある。ソールは言語学者キンバリー・ウィッテンの研究を使用して、明示的かつ意図的な犬笛を次のように定義している。

[明示的かつ意図的な犬笛とは] 意図して、二つのもっともらしい解釈を許すようにデザインされたスピーチである。その一つの解釈はプライベートで、一般聴衆の一部に向けて暗号化されたメッセージであり、一般聴衆は第二の、暗号化された解釈の存在に気がつかないように隠されている。(Saul 2018.362)

ソールはこの種の犬笛を、ジョージ・W・ブッシュの 2003 年の一般教書演説を例にして説明している。

(3.4) しかし、アメリカ国民の善良さと理想と信仰には、力が、奇跡をおこなう力があるのです。

「奇跡をおこなう力」(wonder-working power) は、福音派キリスト教徒にとって、明示的で意図的な犬笛である。ソールによれば、福音派がブッシュの発言からとりうる可能な解釈は二つある。一つ目のメッセージは、単に次のような発言の翻訳である。

しかし、アメリカ国民の善良さと理想と信仰には、力が、キリストの力がある。(362)

二つ目のメッセージは、ブッシュは福音派とともにある (identify them) というもので、ブッシュは福音派の言葉づかいで話している、ということだ。ソールはどちらも明示的で意図的な犬笛であると考えている。

暗黙的な犬笛とは、ソールによれば、「人々が意識的に認知することができない犬笛」(2018, 365) である。ソールは特に、暗黙的かつ意図的な犬笛が、心理学者たちが人種的な敵意 (racial resentment) と呼ぶものと連携して作用していることに関心を抱いている。人種的な敵意とは、被験者が次の四つの主張に同意する程度によって計測される信念システムである。

1. 黒人 (blacks) はもはやたいした差別を受けていない
2. 黒人の不利益は、おもに彼らの労働倫理が貧弱であることを反映している
3. 黒人はあまりに多くをあまりに拙速に要求している
4. 黒人は、当人に値するものよりも多くをすでに得ている (2018, 364, Tesler & Sears 2010, 18 を引用している)

メンデルバークによれば、人種的敵意^{ルサンチマン}はアメリカ人のあいだに広まっているが、明示的な人種的アピールは、許容できる政治的言論の境界線の外にあるとみなされるようになっていく (少なくとも、2016 年の大統領選期間まではそうだったように見える)。このモデルにおいては、有権者たちは、明示的に人種差別的な提案を受け入れることを望まない傾向がある。それは自分自身をレイシストだとは思いたくないからである。人種的敵意の存在は、表面的には人種には関係しないが、ターゲットになっている聴衆の否定的な人種的態度にアクセスするような発言を意図的に使うことを可能にしてくれる。そして、聴衆を特定の行動——たとえばより好ましい候補者に投票する——といったことにナッジするのである。

隠れた意図的なドッグホイッスルの例としては、1988 年のジョージ・H・W・ブッシュの選挙運動で使用された悪名高いウィリー・ホートンの広告が挙げられる。この広告は、マサチューセッツ州知事だったマイケル・デュカキスの任期中に実施されていた刑務所の仮釈放プログラムを標的にしていた。広告には、アフリカ系アメリカ人のウィリー・ホートンの写真が使われており、彼が仮釈放中に白人女性を強姦し、その夫を刺したことが描かれていた。人種についての明示的な言及はなかったものの、この広告が黒人と犯罪性に関する人種のステレオタイプを利用し、白人有権者の恐怖を煽ろうとしていたことは多くの人に明らかだった。この広告が隠れたドッグホイッスルであったという解釈を裏付ける証拠として、ソールは、一度人種の問題が広告に関して取り沙汰されると、その効果が薄れ始めたことと指摘している (Saul 2018)。このことは、明示的に人種的敵意を訴える戦略が失敗しやすい一方で、隠れたドッグホイッスルの形で暗黙的に訴えることは強力な効果を発揮し得るということを示唆している。

非意図的なドッグホイッスルは、「意図的に使用された場合、意図的なドッグホイッスルとなる言葉や画像が、無意識に使用され、それが意図的なドッグホイッスルと同じ効果を持つもの」と定義されている (Saul 2018, 368)。この種のドッグホイッスルは、意図を知らない他者によって拡散される一方で、元の意図的なドッグホイッスルと同様の効果を達成する。サウルが「増幅ドッグホイッスル」と呼ぶ非意図的なドッグホイッスルの特別なケースが、ウィリー・ホートンの広告が報道関係者やテレビプロデューサーによって繰り返し放送された際に起こった。繰り返し放送されることで、黒人性と犯罪性の結びつきが視聴者に強化され、白人視聴者の一部に恐怖や人種的不安を引き続き煽る結果となったと考えられる。サウルにとって、ドッグホイッスルは機能的に理解するのが最も適切であり、意図的なものか非意図的なものかという話者の意図の違いは、定義上の問題にすぎない。つまり、効果はしばしば同一である。

ドッグホイッスルのような暗黙的な手段の使用 (暗黙的なものであっても明示的なものであっても) は、ヘイトスピーチの概念化や検出をさらに難しくする要因となる。確かに、ドッグホイッスルは無害に見えるよう意図されているため、ヘイトスピーチの定義にとって課題となる。しかし、では、ドッグホイッスルにしばしば帰属される効果を説明するのは何だろうか。言語がこのように機能することはどのように可能なのか？

おそらく、ドッグホイッスルの意味に関する何かはその効果を説明していると考えられるのは理にかなっているだろう。まず、曖昧性テーゼを考えてみる。これはコードワードが少なくとも二つの意味、すなわち人種に関する意味と非人種的な意味を持っていると述べるものである。次の文章における「インナーシティ」という言葉は

(3.5) フードスタンプ事業は、多くのインナーシティの家族を助けることになるだろう

「インナーシティ」という表現は、(i) 人口密度が高く犯罪が多い都市部、または (ii) 貧困層のアフリカ系アメリカ人を指すとされている (Khoo, 2017, 40)。曖昧な表現は、発話の中で使用されることで、話者がどの解釈を意図しているかを不確定なままにした発言を生み出すことができる。

しかし、「インナーシティ」のような用語は、実際には曖昧ではないという懸念がある。Khoo は、これらの用語は本当に曖昧な表現のように振る舞わないと主張している。次の二つの文を比較してみよう。

(3.6) スミスはおかしな人だが、ユーモアがない。

(3.7) スミスはインナーシティの牧師だが、郊外出身で、郊外で働き、郊外に住んでいる。

(3.6) の解釈は「funny」が「ユーモラス」あるいは「奇妙」という意味を持つため、一貫性があるように聞こえるはずだが、(3.7) は奇妙で矛盾しているように聞こえるはずである。もし「インナーシティ」が上記のように本当に曖昧であれば、「アフリカ系アメリカ人」を意味するように使用しても、(3.7) で一貫した解釈が得られるはずだ。

第二の見解では、コードワードには「論点の内容」と「論点外の内容」という二つの意味次元があるとされる。論点の内容は話者の発話の主なポイントであり、前面に押し出された直接的な主張の内容であるのに対し、論点外の内容は「投影的」(projective) であり、否定やモーダル (可能性や義務などを表す助動詞) のような演算子の下に埋め込まれても影響を受けない (Tonhauser, 2012)。

(3.8) ジョンは喫煙をやめた。

(3.8) の論点の内容は (a) で表され、論点外の内容は (b) で表される。1. John does not smoke. 2. John used to smoke.

(a) ジョンは喫煙しない (b) ジョンは喫煙していた

Note the difficulty in directly denying the not-at-issue content. If one were to follow an utterance of (3.8) with, 論点外の内容を直接否定することの難しさに注意が必要である。(3.8) の発話の後に次のように続けた場合、

(3.8') 彼は喫煙する習慣はなかった

おそらくこれは奇妙で一貫性がないと感じるだろう。論点外の内容を否定するには、より詳しい説明が必要である。

この見解を (3.5) の「インナーシティ」に適用すると、次のようになる。1. At-issue: A poor, densely populated, high-crime, urban area. 2. Not-at-issue: Those living in such areas are mostly African American.

(a) 論点の内容：貧困で人口密度が高く、犯罪率の高い都市部 (b) 論点外の内容：そのような地域に住んでいる人々は主にアフリカ系アメリカ人である

(3.5) の人種的要素が論点外であるため、次の一対の文が衝突する理由を合理的に説明できる

(3.9) フードスタンププログラムは、多くのインナーシティの家族を助ける

(3.10) いいえ、貧困で犯罪率の高い都市部の多くは白人です

この見解に対する反論は、コードワードが通常の論点外の内容のように取り消し不可能性を示さないことである。つまり、「誰かが発話した文 S の論点外の内容に対する関与を否認するために、その内容の否定を続けて発言するだけでは十分ではない」(Khoo, 45)。

(3.11) ジョンは喫煙をやめた。彼は一度も喫煙したことがない

(3.12) フードスタンプ・プログラムは多くのインナーシティの家族を支援しており、そのほとんどは白人である。

(3.11) の文の並置は、読者に矛盾しているように感じられるはずだが、(3.12) の文はそうではないと思われる。

第三の見解によれば、コードワードは曖昧でも多次元でもなく、非人種的な意味のみを持つとされる。「インナーシティ」のような用語に関連する現象を説明するのは、聞き手に先行する信念が存在し、それによって聞き手が人種的な要素を推論できるようになることである。

既存の信念 (PB)：インナーシティは主に貧困層のアフリカ系アメリカ人が多く住む地域である。それゆえ、政治家が (3.5) を主張すると、それを聞いた聞き手は次のように推論する。

人種的推論 (RI)：フードスタンプ・プログラムは主に貧困層のアフリカ系アメリカ人に利益をもたらすだろう。

同じ単純な意味論に基づく対照的な見解として、Khoo が「連想駆動理論」と呼ぶコードワードの理論がある。この見解では、「インナーシティ」(または概念 INNER CITY) とアフリカ系アメリカ人 (または単に人種) という概念との間に連想があり、それが人種差別的な信念や偏見を引き出す引き金となる」(Khoo 2017, 50)。

Khoo の説明はシンプルで説得力があるが、依然としてその範囲が広すぎるのではないかと疑問に思うかもしれない。たとえば、「thug (チンピラ)」「illegal alien (不法移民)」「welfare queen (福祉の女王)」「terrorist (テロリスト)」といった表現は、Khoo がコードワードと見なす用語と同じように機能するよう見えるが、一般的には明確に人種的な性質を持つと理解されている。パトリック・オドネル (2017) は、これらの表現はコードワードではなく、人種的な意味を持つ用語であると主張している。オドネルは、人種的な用語とコードワードの違いを次のように特徴付けている。

1. 人種的な用語は、用語と人種的な集団の間に直接的または述語的な関係を含み、コードワードは間接的な推論的または連想的な関係を含む。
2. また、人種的な用語は、人種特有の解釈を顕著にすることで人種的な憤りを引き起こすが、コードワードは人種に中立的な解釈を顕著にすることによって機能する (2017, 28)。

オドネルは、コードワードが文脈上の認知的・語用論的役割に基づいて選ばれる点で Khoo と同意しているが、この役割がコードワードと人種的な用語の間で異なると主張している。

ドッグホイッスルやコード化された言語が、単に許容されるべき論争的な主張と見なされるか、規制の対象となるヘイトスピーチと見なされるかを判断することは、より広範な議論に影響を与える。例えば、コード化された言語の微妙さは、それがヘイトスピーチとしての資格を問われる要因となる。コード化された言語が聞き手に与える影響には、ヘイトスピーチにしばしば見られる即時性が欠けている。例えば、Lawrence (1993) は、ヘイトスピーチは対象にとって「顔を平手打ちされた」ような経験とされることが多いと指摘している。一方で、メンデルバーグの説明は、コード化された言葉が人種的な憤りを煽ることができると示唆してお

り、したがって、それは上記のプロパガンダ的なヘイトスピーチに類似していると見なされる方が適切かもしれない（この点についてさらに詳しくは、Jason Stanley (2015) を参照のこと）。これは、ヘイトスピーチが意図する機能、すなわち人種的憎悪を煽ることにより近づくように見える。しかし、それが十分に近いかどうかは、もちろん議論の余地がある。

4 ポルノグラフィ、ヘイトスピーチ、サイレンシング

ヘイトスピーチやポルノグラフィが哲学においてこれほど頻繁にいっしょに議論されることは、一見、意外に思えるかもしれない。しかし、反ポルノ派フェミニストによってなされてきたポルノグラフィに関する議論と、反人種差別主義理論家になされてきたヘイトスピーチに関する議論は重なりあっているので、良くも悪くも、この二つは現在では密接に結びついている（このような議論の進展をもたらした重要な事実の一つは、もちろん、ポルノはスピーチとして合衆国憲法修正第 1 条によって保護されるという判例だ [Miller v. California(1973) 判決を参照]）。反ポルノ派フェミニストによれば、レイシストによるヘイトスピーチとその対象に降りかかる危害とされるべきものの多くは、ポルノグラフィと女性にも適切に言い換えることができる——ここで、女性には特に有色人種の女性が含まれることを強調する価値があるだろう。

これらの文献の重要な初動の多くが、フェミニスト法学者キャサリン・マッキノンとアンドレア・ドゥオーキンによって書かれた。マッキノンの主張の中で重要な一つは、（女性を格下げし女性蔑視的な）ポルノグラフィは、女性を発言を封じる（サイレンシング）というもので、この考えは継続的に哲学的な興味を集めている。若干の修正を加えれば、ヘイトスピーチにも同様のことが言えるかもしれない、つまり、ヘイトスピーチは対象の発言を封じる。しかし、これらの文献はポルノグラフィと女性の事例に焦点を当てているため、まずはこれらの議論の詳細を明らかにするのがよいだろう。

このサイレンシングに関する議論は、マッキノンによるある主張からはじまる。それは、他の言語行為が成功するか失敗するか「条件を設定する言葉」がある、というものだ (MacKinnon 1993, 63-68; Hornsby and Langton 1998, 27 も参照)。つまり、他の言語行為の可能性を固定化する言語行為があるということである。言い換えれば、それらはある人々にはある言語行為をする可能性を与え、そして他の人々には不可能にさせるのである。これは議会のようなフォーマルな場で顕著になる。そうした場所では、正式なルールによって誰が、いつ、どのようにスピーチしてよいか決定されている。これをポルノグラフィが行なっていると議論は続けられる。ポルノグラフィは事実上、女性の言論を禁じるようなふるまいのルールを定めている。ポルノグラフィという（それを作り、頒布する人により遂行される）言語行為は、結果として、女性が自分自身のものであるような特定の言語行為を行なう能力の土台を失ってしまうような環境を作り上げている。（ポルノグラフィ製作者たちの）スピーチが、他者（女性たち）のスピーチを奪ってしまうのである。

サイレンシング現象に関する影響力のある論証の中で、ラングトン¹は性的な拒否のケースを説明するため、言語行為論を利用している (Langton 1993)。サイレンシング論によれば、ポルノグラフィは、女性が「ノー」と発声しても、性的な誘いを（本気では）拒否していないものとして描いている。実際、ポルノグラフィが広めた神話によれば（他の社会的影響もあるだろうが）、女性の「ノー」は拒否ではなく、むしろよくよく練りあげられたセックスの台本の一部だ。結果として、ポルノグラフィではない文脈で、男性からの性的な誘いを拒否するつもりで、女性が「ノー」といったとき、彼女は意見を聞き入れられないと気付くことになるかもしれない——それは、彼女の言葉は彼女の意図するような力と効果を持たず、それを聞いた者は彼女が拒否していると受け取らないということである。彼女は自身が、他人の性的な誘いを拒否する標準的な方法を使うことが不可能だという、この特段に恐ろしい方法で発言を封じられていることに気付くことになるかもしれない。

ここでなされている主張は、こうしたことは、ポルノグラフィがセックスの文脈の中で女性の拒否を沈黙させる結果として発生している、という主張である。ポルノグラフィは彼女たちの言葉を無力にするのである。

この議論をする際、ラングトンは発語行為、発語内行為、発語媒介行為を用いている。そしてそれに対応する、発語サイレンシング、発語内サイレンシング、発語媒介サイレンシングの区別もおこなっている。この区別を素早く説明するため、二三の例を挙げる：

Xが「彼を撃て！」というとき、これらの言葉は、「彼を撃て！」と言うことであると同時になにかをすることでもある。つまり、その聞き手が撃つように命令している。これはすぐさま理解できるだろう。オースティンの用語では、Xは特定の意味を持つ言葉を発するという発語行為を行なうと同時に、聞き手に発砲を命じるという発語内行為を行なっていると言える。これら二つに加えて、発語者は、オースティンが「発語媒介行為」と用語する、様々な効果ももたらしている。この例では、ある運の悪い人が撃たれることにつながっている。(Langton,1993,295、Austin,1962,101 より引用)

はっきりしておく、これら三つの行為——発語行為、発語内行為、そして発語媒介行為——は、すべて一つの発言の一部分として生じており、その言語行為の別々の側面を引き出す役割を果たしている。オースティン（およびそれに続く多くの研究者）は、このように、彼がある発語の力 force に相当すると呼ぶ、発言の発語内行為に特に注意を払った。つまり、ある人がその言葉によっておこなっているなにか、である。

この考え方では、他人を沈黙させる方法は実にたくさんあるとわかる。文字通りに猿轡をつけたり、脅したりすることで、その人が話すことを一切封じることでもできる。これが発語サイレンシングである。あるいは、相手に好きなように発語し、どのような行為をしているか認識しながらも、しかしその目標は達成できないようにして、発語媒介行為サイレンシングをおこなうこともできる。最後に、三つ目の選択肢は、ある人が発語しながらも、その発語の意図した効果が生じないだけでなく、その意図した行為を遂行することさえも妨げるような場合だ。(Langton 1993, 315)。少なくとも部分的にはポルノグラフィの影響があるのは、男性が女性の「ノー」が拒否であると認識すらできない場合に起こるこの三つ目——発語内行為サイレンシング——の場合である。

サイレンシングの具体的なメカニズム——そしてその現象をうまく説明できる基礎理論——は、研究文献では数多くの論争の対象となっており、さまざまな本質的特徴をもつ数限りない説明が提出されている（とりわけ、Langton (1993); Langton and West (1999); Hornsby (1994); Hornsby and Langton (1998); Maitra (2009); McGowan (2004, 2009, 2014); Mikolla (2011; 2019), を参照)。

ローラ・カポネット (Caponetto 2021) は、サイレンシングを四つのタイプに分類し、その概念の幅広さを示している。一つ目は、本質的 (essential) サイレンシングであり、これは聞き手が言語行為の発話内主張を認識しそこなうことである。二つ目は、権威 (authority) サイレンシングであり、これは聞き手が関連した領域における話し手の権威を認めないことである。三つ目は、誠実 (sincerity) サイレンシングであり、これは話し手の発話が不誠実（本気ではない）であると誤って受け取られることである。四つ目にして最後は、重大さ (seriousness) サイレンシングであり、これは聞き手が話し手の言葉を適切な重大さをもって認めないことである。これらのサイレンシングを理解するための研ぎすまされた理解にもとづけば、広範かつ包括的なサイレンシングの定義はこのようになるだろう：

発話内サイレンシング：話し手 S の聞き手 H に対する言語行為 A が発話内サイレンシングされることは、以下と同値 (iff) である。(i) H が、A の成功のためのいくつかの条件を認識していない場合、(ii) S の A の試みが、H が認識しそこなう条件を満たす場合、(iii) 通常の入力と出力の条件が満たされ

ている場合、(iv) H の認識の失敗が体系的なものである場合。(Caponetto, 2021)

サイレンシングに関するほぼすべての議論において、「了解」(uptake) という概念に関連したものが共通した論点の一つである。了解という概念の理解の違いに依存して——聞き手が話し手の意志を認識したかどうか、言語行為の種類、果ては言語行為の実質的な結果に至るまで——話し手の発言が封じられたかどうかという結論も異なってくる。それゆえ、了解の条件の意見の相違が、サイレンシングの様々な説明に困難をもたらしている。この困難をふまえて、サミア・ヘスニ (Hesni 2018) は、発語内サイレンシングと発語媒介サイレンシングの区別は、問題含みの——おそらく概念的に維持できない——了解という概念に依存しているために成立しないので、標準的なサイレンシングの説明に大幅な再構築が必要であると主張している (Hesni, 2018, 957)。この困難を回避する試みとして、オースティンやサールの枠組ではなく、発語内行為を発語媒介行為から完全には区別する必要のないグライスの枠組を用いた説明の方が、望ましいサイレンシングの説明かもしれない (Maitra, 2009 を参照)。

こうした領域の文献群の多くは、性的な拒否の領域でポルノグラフィが女性を沈黙させる可能性に明確に焦点を当てているが、人種差別的なヘイトスピーチも同様にサイレンシングの機能を果たす可能性も提唱されている。例えばこのテーマに関する古典的な論文の中で、ローレンスは次のように記述している：

人種差別的言論は……黒人やその他の蔑視されているマイノリティの言論を委縮させたり、価値を下げたりすることによって、思想の市場を歪める。その本質的な価値とは関係なく、彼ら [マイノリティ] の言論は思想市場で売れにくくなる。もしそれが白人によって提供されたのであれば多くの人々に受け入れられるような思想も、著者が人種差別的な信念によって卑しめられ、汚名を着せられている集団に属する場合、拒絶されたり、信憑性が低下したりする。(Lawrence, 1993: 78-79)

上述の枠組を用いた場合、人種差別的なヘイトスピーチは、それ自体が他の言語行為が成功するか条件を設定する言葉を構成し、そのターゲットの言論を弱体化させる可能性があり——場合によっては、実質的に彼らの言論を封じてしまうとも言えるかもしれない。つまり、人種差別的なヘイトスピーチは、多くの人々の声（と生活）に対して敵対的な環境を熟成することで、発語行為サイレンシングと発語内行為サイレンシングの両方を、表現の自由を脅かすような形でもたらしうる。そして、先に「ヘイトスピーチの害悪」の節で述べたように、人種差別的なヘイトスピーチの長期的な帰結の一つは、政治的な議論を含む、公共生活の特定の一面からの撤退かもしれない (West, 2012, 237)。こうして、ヘイトスピーチのさらなる害の一つはそのターゲットの沈黙であるということになる。

レイシストのヘイトスピーチが、サイレンシングをおこなうもうひとつの方法は、もっと直接的なものである。プロパガンダ的ヘイトスピーチと、攻撃的ヘイトスピーチのあいだの区別に戻るならば、後者はそのターゲットに対して直接に発言される場合、ヘイトスピーチはしばしば一種の直接攻撃として機能していることに気づくだろう。したがって、アドバイスとしてくりかえして言われる「モアスピーチ」という決まり文句にもかかわらず、ヘイトスピーチを人身攻撃とみなすことは、それが、実際のところ、ターゲットのスピーチの権利を脅かしているということをわかりやすくしてくれる。ローレンスが述べているように、「人身攻撃に対する直感的な反応は、スピーチを排除するものだ」(Lawrence 1993, 68)。彼は次のように続ける。

攻撃は、本能的で防衛的な反応を生みだす。恐れ、憤激、ショック、闘争はすべて、熟慮の上の対応を妨害する。「ニガー」「カイク」「ファゴット」といった言葉は、身体的な症状を生みだし、被害者を一時的に無能力にしてしまう。また加害者たちはこうした言葉を、こうした効果を生み出そうとする意図なしに使うものだ。

したがって、周辺化されたグループのスピーチが体系的に価値の低いものとされるような環境をつくりあげるといふ点、そして、直接的な脅迫として機能するという点の両方で、ヘイトスピーチはそのターゲットの発言を封じてしまうことができる。

ポルノグラフィとサイレンシングの事例と同様に、このタイプのサイレンシングを維持するメカニズムや、人種差別的ヘイトスピーチの結果としてどのようなタイプのサイレンシングが成立するかということは、論争の対象になっている。しかし、ポルノグラフィについての論議と同様に、サイレンシング論の妥当性は、部分的には、規制をとりまく問い全体の枠組みを見直させてくれるところにある。単にターゲットの平等権を侵害する危害の源泉であるだけでなく、もしヘイトスピーチが発言を封じるようなものであるならば、それはターゲットの言論の権利をも侵害していることになる (West 2012)。その結果として、規制をめぐる問題は、単に、ヘイトスピーチをおこなう者の言論の権利と、そのターゲットの福利のあいだのバランスをとる、という問題ではなく、表現の自由（単に形式的なものではなく実質的な）についての競合する主張についての問いなのである。そして、ほとんどのリベラルな民主主義が表現の自由に与えている重要性からすると、ヘイトスピーチによってもたらされている挑戦は、中心的な重要性をもっているのである。この理由から、サイレンシングという問いは、ヘイトスピーチのもっとも論争的な側面についての問いであり、それゆえ大きな注目を集めている。

5 ヘイトスピーチへの対抗策

ヘイトスピーチは有害である——ターゲットとされているグループのメンバーにとって個別に有害であり、また、民主主義にとって一般的にも有害である——という想定のもとで、当然生じる問いは次のようなものだ。私たちはヘイトスピーチをどうすればよいだろうか？ しかしながらこの問いは、数々の下位区分の問いに依存する。その一部は経験的なものであり、一部は概念的なものであり、それぞれが大きな論争の対象になりうるものである。たとえば、表現の自由の価値と目的をどう捉えるか——真理を追求するためか、自律を尊重するためか、民主主義を保障するためか、などなど——によって、ヘイトスピーチの問いに対するさまざまな答が、他よりも価値のあるもののように見えてくるだろう。同じような考慮事項が経験的な事柄に対しても言える。経験的な事柄も、しばしば、有無を言わさぬデータが欠如しているため、適切に評価することは難しいものである。これが意味するのは、比較的素直な経験的な問い——ジェノサイド的なスピーチは実際のジェノサイド的暴力に対する道を作ることになるのか、政府はヘイトスピーチ規制を濫用して政治的対立者や好まれないマイノリティーを罰するために使うようになるのか、などといったこと——が満場一致の合意を得ることはめったにない、ということである。こうした困難にもかかわらず、多くの理論家たちは、どのようにしてヘイトスピーチに対抗するか、そしてヘイトスピーチに対する反応はどのようなものであるべきかという問いに取り組んでいる。

よくあるタイプの答を、三つの広いカテゴリーに分けることができる。(1) なんらかの形でヘイトスピーチを法的に規制し、言論の自由の正当な例外とする。(2) 言論の自由という根拠からヘイトスピーチを許容し、検閲の害をヘイトスピーチの害よりも大きなものとする。(3) ヘイトスピーチを許容するが、その害を無効化するためのなんらかの明示的な手段を採用する。

5.1 禁止法への賛成論

最初に、ヘイトスピーチ禁止擁護論からはじめよう。この立場は、多くの人々（特に米国では）にとっては呪われたのだが、地球全体からすると、ほとんどの民主的國家でコンセンサスを得た立場であり、国連の明示的な立場でもある。「市民的及び政治的権利に関する国際規約」第 20 条は、ヘイトスピーチの禁止を要求している——あるいは、国連自身の言葉では、「差別、敵意又は暴力の扇動となる国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱道は、法律で禁止する」とされている（人種差別撤廃条約第 4 条も見よ）

表現の自由に対する制限の標準的な正当化は、(a) 他者の権利や評判の尊重、(b) 国家安全保障や公共秩序の理由に基づいている。言い換えれば、ヘイトスピーチの禁止は、それがもたらす害を認識することから導かれると考えられる。この害とは、國家の少数派メンバーの尊厳や彼らの身体的安全に対するものである。この立場は、ヘイトスピーチに対する制限が、より広範な表現の自由の理解において正当かつ必要な例外であると主張するものである。（一部の理論家にとっては、ヘイトスピーチは表現の自由が保護すべきスピーチの一種と見なすべきではなく、例えば「真実の追求」に役立たないため、実際には表現の自由の原則の例外ではなく、表現の自由の範囲に含まれないものとして理解されるべきだとされる。）この見解は、複数の価値や権利が相互にバランスを取るべきものであるという理解から自然に導かれる。これは、少数派の権利を保護するためにヘイトスピーチを明確に禁止している国々だけでなく、「表現に寛容な」アメリカのような国でも同様であり、「差し迫った違法行為」を引き起こすことを目的とし、そうなる可能性が高いスピーチは正当に制限され得るとされている（*Brandenburg v. Ohio* 事件を参照）。

しかし、ヘイトスピーチの法的制限を支持する多くの擁護者は、その適切な範囲が現在の米國法が認める範囲よりも広いと考えている。例えば、パレークは、ヘイトスピーチが「差し迫った危険」がある場合にのみ制限されるべきだという立場を拒否しており、これは短絡的すぎると述べている。さらに彼は、

「いかなる行動も歴史的真空の中で起こるものではなく、すべての行動は本質的ではなく特定の背景に対して結果を生む。…差し迫った危険は、その背景となる社会的状況の中で生じ、その状況ゆえに差し迫っているのであり、一貫性を保つためには、危険の直接的な原因と闘うだけでなく、その状況を変えることにも努力を注ぐ必要がある」（2012 年、45 - 46）。

ヘイトスピーチの脅威が「差し迫った危険」に関わる事例だけに限定されないという理解に基づけば、ヘイトスピーチの禁止は、即座に影響を受ける人々以外にも害を及ぼす発言を減らすための根拠となり得る。もちろん、これらの害を消滅または軽減するためには、非法的な手段（例：道徳的および社会的圧力）も重要な役割を果たすため、法的な禁止はヘイトスピーチの害悪に対するより広範なアプローチの一部として理解されるべきである。さらに、禁止を支持する人々は、これらの法律の表現的次元が立法を支持する理由自体となると述べている（Waldron, 2014）。この意味で法は、コミュニティの価値観に関する公的な声明として機能し、それ自体が教育的かつ象徴的な重要性を持つ（Parekh, 2012, 46）。したがって、ヘイトスピーチの禁止は、法の脅威によってヘイトの事例を減らし、直接的に害を軽減するだけでなく、価値の表現を通じてコミュニティの道徳的規範を形成することによって、間接的にも害を軽減することを目的としている。

5.2 禁止法への反対論とそれに対する応答

ヘイトスピーチが破壊的な影響をもつこと、そして、國家がその成員の間での互いに敬意ある関係を涵養する道徳的命令が存在するという事に同意する人は多いものの、ヘイトスピーチ禁止に対する反対論は多い。

こうした懸念に関する多岐に渡る応答で、パレク (Parekh 2012) は、ヘイトスピーチの禁止に対する六つのよく見られる反論を考察している（そしてそれを退けている）。その六つの反論とは、(1) ヘイトスピーチの害悪は、たしかにリアルなものではあるが、比較的小さいものであり、民主主義国家の利益のためには払わねばならない小さなコストである。(2) 禁止は答えにはならない。むしろ「よりよいアイディア」と「モアスピーチ」が答えである。(3) 禁止は危険な「萎縮効果」をもち、ヘイトスピーチ禁止法はあらゆる種類の望まれない規制へのすべりやすい坂道となる。(4) 禁止法は国家にスピーチの内容を判断し、なにが言われなにが言われるべきでないかと判定するあまりにも過大な権力を与えることになり、国家中立性の原則を脅かし、政治的論議を歪め、個人の自由を侵害する。(5) 禁止法はパターンリズムや道徳的権威主義として反対すべきものであり、人間には責任があり自律的な個人であるという前提および社会は自由で平等な市民から成りたっているという前提と相容れない。(6) 禁止法は態度を変更しヘイトスピーカーの心から憎悪を除去するには効果的でなく、禁止令が極端な論者を地下にもぐらせる効果をもち、そうした人々をもっと広い社会から疎外し、そうすることで私たちは彼らの暴力的な潜在性に無知になり、効果的な脱急進化をおこなうにあたって無力になる。

こうした懸念のそれぞれが、ここで論じるよりも広い紙幅に値する。しかし、簡略ではあってもこうした禁止令に対する反対論と可能な再反論を考察することは、ヘイトスピーチ禁止令がもたらす理論的懸念を明らかにしてくれるだろう（関連する理論的・経験的問題については、参照文献リストを見よ）。私たちはこうした反対論に対して、それぞれ次のようにアプローチできる。

(1) の活力ある民主主義はヘイトスピーチによって課せられる害悪を凌駕するという反対論に対する応答としては、ヘイトスピーチは言論の自由という価値観を含んでおらず、事実としては、ヘイトスピーチは熟慮した議論やおおやけの精査よりも不合理な恐怖と憎悪を促進することで、そうした価値観を掘り崩そうとしていると答えられる。この再反論をどの程度強力なものと考えているかということは、自由な表現の権利の価値と正当化をどう考えるかということに直接に依存するわけだが、これはもちろん論争になる事柄である。

(2) のよく見られる「モアスピーチ」という反対論に対する反応の一つは、「思想の市場」は中立ではなく、またおそらく（他の物品の市場と同じように）なんらかの規制を必要とすることを指摘するものである。後者はまさに禁止令がおこなおうとしていることであり、現在優勢な偏見に対抗して「公正な競争」を確保し、ヘイトスピーチによってターゲットにされているコミュニティのメンバーからのより多くの参加を促進することに役立つと考えることができる。言い換えると、ヘイトスピーチ禁止令は、上で考察したようなサイレンシングを抑止することで、より大きな表現の自由を促進するものである。

(3) の「萎縮効果」や「すべりやすい坂」の懸念は重要な反論であるということを認めながらも、私たちは次のように指摘して応答してもよいだろう。こうしたこれらが警告している問題は、曖昧なワーディングや、ヘイトスピーチ禁止法の不整合あるいは偏った適用に依存している、と。それゆえ、こうした反論は、ヘイトスピーチ禁止法そのものに対する直接の反対論ではないのである。それゆえ、禁止令のこうした面の救済策は、それをいっきよに放棄してしまうことではない。さらには、「すべりやすい坂」への訴えは不適當なものかもしれない。というのは、この反対論は、いったんあるタイプのスピーチが禁じられれば、社会はもっと多くのタイプを禁止するしかない、と含意しているからである。しかし、これが事実であると想定する理由はない。というのは、現在名誉毀損などの禁止令は、たとえば公正な批判的コメントの禁止令につながってはいないからである。

(4) の反対論の核にある心配は、国家に対する十分根拠のある恐怖を表現しており、深刻に受けとる必要がある。しかし、ヘイトスピーチ禁止法の擁護者たちは、ヘイトスピーチ禁止法が国家中立性に対してもつ危険なるものは欠陥があると理解している。そうした批判は、国家はしばしばすでにスピーチの内容を判断しており（たとえば、広告詐欺、犯罪教唆、わいせつ物の陳列など）、またしばしばある特定の立場を擁護する際には

中立性を無視している（たとえば人間の尊厳の価値、平等、自由など）。たしかにヘイトスピーチ禁止の擁護はさらに政府の権限を積めてしまう可能性を考慮にいれねばならないが、反対者たちは現^{ステータス・クオ}状を誤解を招くしかたで表現して、国家中立性の現実の姿を誇張するべきではない。

(5) のような、パターナリズムと道徳的権威主義の脅威にもついた反対意見も同じくらい深刻なものである。しかしながら、禁止法に賛成する応答の一つは、自律というものはつねに一定の条件のもとで行使されるものであり、その発展と使用のためにはさまざまな外的環境が必要であるということである。それゆえ、個人の自律に訴えかける場合には、私たちはそれをあまりに理想化して、現実世界でのその行使のありさまを無視してしまうべきではない。むしろ、私たちの合理的能力に対する称賛とともに、レイシズムや頑迷偏狭が自律に対して提示する脅威もまた認められねばならない。

(6) の、禁止法は態度を変更するには非効率であるという反対意見に対する応答としては、法は（憎悪のような）態度を直接に変更することはできず、これは法に対する批判にはならず、実際のところヘイトスピーチ禁止法にとってなんの問題でもない、ということ^{を認めてしまうものである}。そうした禁止法の目的は、ほとんどの場合、憎悪を防止することではなく、憎悪のおおっぴらな表現が引き起こしかねない危害を防止することである。しかしながら、そうした法の間接的な効果は経験的な事柄で、単一の一般的な答ができるようなものではなく、高度に文脈に依存するものになるだろう。ただし、ヘイトスピーチ禁止法の実践可能性という問題は、特別な注目に値する。禁止法への反対論者たちは、ヘイトスピーチの抑圧はバックファイアの可能性がある^{と懸念するかもしれない}。それが憎悪を減少させることに失敗するだけでなく、頑迷な人々が耐えしのばねばならない抑圧と被害の感覚を増加させ、レイシスト的暴力をエスカレートさせてしまうかもしれない (Baker 2012, 77)。これもまた経験的な仮説として、安楽椅子に座っているだけでは解決できない問題である。しかし、こうした反対論の正当性については、ヘイトスピーチ禁止法に賛成してさらに応答することができる。もし、仮定により、禁止法が暴力の増加を生じさせるとしたら、それでもこの暴力を有効に管理することは国家の責任である。国家の役割は、禁止法を制定することにつきるものではなく、それをどう施行するかともに見られねばならない。

しかしながら、上のことは少し違った反対意見につながることになる。禁止法の反対論者が懸念しているのは、ヘイトスピーチを禁じる法の施行は、憎悪に対抗するもっと効果的な方策から国家のエネルギーを別の方向にそむけてしまうということかもしれない。たとえば、「レイシズムが悪化している物質的条件、つまり憎悪の提供者とターゲットの両方の物質的条件を変更することに向けられた方策」などから注意をそらしてしまうのである (Baker 2012, 77)。つまり、ヘイトスピーチ禁止法を立法し施行することに向けられているエネルギーとリソースは、別の政策に費される方がより望ましいかもしれない。こうした考えを導くものは、二つの重要な論点にかかわっている。第一に、スピーチ禁止法の意図されている目的（たとえば、ターゲットにふりかかるヘイトスピーチの害を軽減すること、レイシスト的態度の拡大を緩和すること、暴力的ヘイトクライムの発生を減少させること）は、さまざまな方策によってもっと効果的に達成できるかもしれない。たとえば格差を減少させること、社会的セーフティネットを改善すること、政治的なエンパワメント、などである。第二に、国家は一度に一つ以上のことをおこなうことができるわけだが、それでも限界あるリソースで仕事をおこなわねばならず、そして効率性は一つの価値である。禁止法の代替となるような政策オプション群は、実際にもっと効果的であるかどうかということはまだ未解決の経験的な事柄である。そして、そうした間接的なアプローチが、ヘイトスピーチ禁止法で表現されている目的を達成できないのかどうかはまだ未解決の問題である。ヘイトスピーチ禁止法は、ヘイトスピーチのターゲットにされている人々に、その人々は価値を認められた社会メンバーだとより直接に伝達するものだ。

上でなされたような主張の多くは、禁止法に賛成のものであれ反対のものであれ、どちらも理論的問題およ

び経験的問題を提示しておい、その適切な検討は多くの論文や書籍でおこなわれている。禁止法についての論議は非常に論争的なものであり、どちらの立場も表現の自由の価値、ヘイトスピーチの危害、禁止法が特定の文脈でもつであろう効果などの問題の理解に依存するようなものであることを指摘すれば十分だろう。たとえば、表現の自由が価値があるのは、部分的には民主的な意思決定におけるその役割だと考えている人は、特に政治的言論はより強い保護を受けるべきで、他の人々がヘイトスピーチとみなすようなものでもこのカテゴリーに入るならば規制を免れるべきだと考えるかもしれない。また別に、政治的言論が規制を受けるべきでないということはおそらくレッドヘリングだと考える人もいるかもしれない。上で概略を示した言語行為論的フレームワークでは、一部のレイシスト的ヘイトスピーチは、レストランにぶらさがっている「白人専用」という看板と機能的には同一である。後者の表現は、前者の表現と同じ政治的行けんを表現しているが、後者は不法な人種差別であるとみなされている。同じような考察——法的サンクション——が、書かれた標識にも言葉でも適用されるであろうし、メッセージの政治的内容は当面の問題には重要ではない。

5.3 対抗言論支持という代替策

上では、ヘイトスピーチをめぐる論議の二つの主要な立場を要約した。一方では、禁止を擁護する人々がおり、一方では、ヘイトスピーチは表現の自由についての広い概念にもとづいて保護されるべきものであると主張し、したがって禁止を目的とする法に反対している。第三の立場は、この論争につきまとっている袋小路をなんとかして取り除こうとするものである。この立場では、袋小路はヘイトスピーチ禁止法に反対する人々が、禁止法を提唱する人々が提出している主な論証の強さをしっかりと認めていないことに由来している。つまり、ヘイトスピーチは攻撃の一種であり、人を反応できなくしてしまうものだ、ということである。禁止法を擁護する人々も、ヘイトスピーチの害を軽減するための罰則ではない選択肢を考えてみることを怠っていることも、双方が身動きとれない状態（スティルメイト）になっている原因のひとつである。こうした理解にもとづいて、禁止論争の双方の側は、唯一の選択肢は、懲罰を加える政府の権力を増大させるか、それがなければ、ヘイトスピーチのターゲットになっている側での「支持されていない」対抗言論しかない、と考えてしまっている（Gelber 2012a; 2012b を見よ）。

これと対照的に、「支持された対抗言論」という代替案は、ヘイトスピーチによって加えられる特定の害を認め、を危害を加えられている人々をエンパワするために国家がサポートを与える、というものである。この代替案の提唱者のゲルバーは、これをアマルティア・セン（Sen 1992）とマーサ・ヌスバウム（Nussbaum 2000; 2003）のケイパビリティアプローチ内に位置づけている。ゲルバーは次のように言う。「もしヘイトスピーチ行為がそのターゲットの人間のケイパビリティの発展を損うならば」、「これは救済されるべきことがらである」（Gelber 2012a, 54）。それゆえ、このアプローチの推進力となっているのは、私たちはヘイトスピーチに対する救済策を規制や罰則を越えて考えねばならないという発想である。というのも、この二つのアプローチはヘイトスピーチのターゲットたちをエンパワするという目標を達成しないからだ。（これは後者の刑罰についてはとりわけ真で、アンチ取り締り派が指摘するようなあらゆるタイプのネガティブな帰結をともなっている。）対抗言論支持政策はそれゆえ、ヘイトスピーカーにフォーカスするのではなくむしろヘイトスピーチのターゲットとなっている人々に直接にフォーカスをあてる。

このアプローチのコアにあるのは、対抗言論の拡張された概念と、国家がそうした対抗言論に必要な実質的条件を提供することについてのコミットメントである。実践的には、これは国家がヘイトスピーチの発生事例に応答して、その事件がおこったのちに、ターゲットをエンパワしてもっとスピーチをする機会を増やす、ということになるだろう。こうしたサポートがとる特定の形態は、さまざまな文脈の条件に依存するだろう。そ

れは反応として意図されるべき事件の詳細に応じて調整されねばならないし、特定のコミュニティの必要にも左右されるだろう。それでも、これが含意していることの間接的な感覚を与えるために、この立場が勧奨している種の対抗言論支持の事例は、つぎのようなことを含んでいる。コミュニティニュースレターや、新聞などでの対抗意見の掲載（オプ・エド）、ラジオ放送、テレビ広告など。アンチ人種差別プログラムの開発、アンチヘイトスピーチワークショップ、コミュニティ主導の芸術プロジェクトの後援など。

それぞれの事例で、対抗言論支持の目的は、ヘイトスピーチのターゲットをエンパワすることであり、対抗言論に参加する潜在能力を増加させることである。その目標はこうして（できるかぎり）ヘイトスピーチの特定の害を無効にする (undo) ことであり、「私的救済」の落とし穴を避けることである (Matsuda 1993 で批判されているように)。対抗言論支持は禁止法の代替案としても、その補填策としても理解されうるが、ヘイトスピーチの特定の害に対する専用の反応として考えるには、まだ十分には探索されていない領域のままである。

参考文献

- Anderson, Elizabeth, and Richard Pildes, 2000, “Expressive Theories of Law: A General Restatement,” *University of Pennsylvania Law Review*, 148: 1503 – 1575.
- Anderson Luvell and Lepore, Ernest, 2013a, “Slurring Words,” *Noûs*, 47(1): 25 – 48.
- , 2013b, “What Did You Call Me? Slurs as Prohibited Words,” *Analytic Philosophy*, 54(3): 350 – 363.
- Appiah, Kwame Anthony, 2012, “What’s Wrong with Defamation of Religion?” in Michael Herz, and Peter Molnar (eds.), *The Content and Context of Hate Speech: Rethinking Regulation and Response*, Cambridge; New York: Cambridge University Press, pp. 164 – 182.
- Ashwell, Lauren, 2016, “Gendered Slurs,” *Social Theory and Practice*, 42(2): 228 – 39.
- Austin, J. L., 1962, *How to do Things with Words*, Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Bach, Kent, 2018, “Loaded Words: On the Semantics and Pragmatics of Slurs,” in David Sosa (ed.), *Bad Words: Philosophical Perspectives on Slurs*, Oxford: Oxford University Press, pp. 60 – 76.
- Baker, C. Edwin, 2012, “Hate Speech,” in Michael Herz, and Peter Molnar (eds.), *The Content and Context of Hate Speech: Rethinking Regulation and Response*, Cambridge, New York: Cambridge University Press, pp. 57 – 80.
- Bauer, Nancy, 2015, *How to Do Things with Pornography*, Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Beauharnais v. People of the State of Illinois, 343 U.S. 250 (1952).
- Behrens, Paul, Terry, N. and Jensen, O (eds.), 2017, *Holocaust and Genocide Denial: A Contextual Perspective*, Abingdon; New York: Routledge, Taylor and Francis Group.
- Bolinger, Renée Jorgensen, 2017, “The Pragmatics of Slurs,” *Noûs*, 51(3): 439 – 462.
- Brandenburg v. Ohio, 395 U.S. 444 (1969).
- Brandt, Robert, 1994, *Making it Explicit*, Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Brown, Alexander, 2017a, “What Is Hate Speech? Part 1: The Myth of Hate,” *Law and Philosophy*, 36(4): 419 – 468.
- , 2017b, “What Is Hate Speech? Part 2: Family Resemblances,” *Law and Philosophy*, 36(5): 561 – 613.
- Brison, Susan, 1998a, “The Autonomy Defense of Free Speech,” *Ethics*, 108(2): 312 – 339.

- , 1998b, “Speech, Harm, and the Mind-Body Problem in First Amendment Jurisprudence,” *Legal Theory*, 4: 39 – 61.
- Butler, Judith, 1997, *Excitable Speech: A Politics of the Performative*, New York: Routledge.
- Camp, Elisabeth, 2013, “Slurring Perspectives,” *Analytic Philosophy*, 54(3): 330 – 349.
- , 2018, “Slurs as Dual-Act Expressions,” in David Sosa (ed.), *Bad Words*, Oxford: Oxford University Press, pp. 29 – 59.
- Caponetto, Laura, 2021, “A Comprehensive Definition of Illocutionary Silencing,” *Topoi*, 40: 191 – 202.
- Cepollaro, Bianca, 2015, “In Defense of a Presuppositional Account of Slurs,” *Language Sciences*, 52: 36 – 45.
- Croom, Adam, 2011, “Slurs,” *Language Sciences*, 33: 343 – 358.
- Delgado, Richard, 1993, “Words that Wound: A Tort Action for Racial Insults, Epithets, and Name Calling,” in Mari Matsuda, Charles Lawrence III, Richard Delgado, and Kimberlé Crenshaw (eds.), *Words that Wound: Critical Race Theory, Assaultive Speech and the First Amendment*, Boulder, CO: Westview Press, pp. 89 – 110.
- Delgado, Richard, and Jean Stefancic, 2004, *Understanding Words that Wound*, Boulder, CO: Westview Press.
- Dummett, Michael, 1993, *Frege: Philosophy of Language*, Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Gallie, W. B., 1955, “Essentially Contested Concepts,” *Proceedings of the Aristotelian Society*, 56: 167 – 198.
- Gelber, Katharine, 2012a, “Reconceptualizing Counterspeech in Hate-Speech Policy (with a Focus on Australia),” in Michael Herz, and Peter Molnar (eds.), *The Content and Context of Hate Speech: Rethinking Regulation and Response*, Cambridge, New York: Cambridge University Press, pp. 198 – 216.
- , 2012b, “ ‘Speaking Back’ : The Likely Fate of Hate Speech Policy in the United States and Australia,” in Ishani Maitra and Mary Kate McGowan (eds.), *Speech & Harm: Controversies Over Free Speech*, New York: Oxford University Press, pp. 50 – 71.
- , 2017, “Hate Speech—Definitions & Empirical Evidence,” *Constitutional Commentary*, 32(3): 619 – 629.
- Gelber, Katharine, and Luke McNamara, 2016, “Evidencing the Harms of Hate Speech,” *Social Identities*, 22 (3): 324 – 341.
- Herz, Michael, and Peter Molnar (eds.), 2012, *The Content and Context of Hate Speech: Rethinking Regulation and Responses*, Cambridge, New York: Cambridge University Press.
- Hesni, Samia, 2018, “Illocutionary Frustration,” *Mind*, 127(508): 947 – 976.
- Heyman, Steven, 2008, *Free Speech and Human Dignity*, New Haven: Yale University Press.
- Hom, Christopher, 2008, “The Semantics of Racial Epithets,” *Journal of Philosophy*, 105: 416 – 440.
- Hornsby, Jennifer, 1994, “Illocution and its Significance,” in Savas L. Tsohatzidis (ed.), *Foundations of Speech Act Theory: Philosophical and Linguistic Perspectives*, London: Routledge, pp. 187 – 207.
- , 2001, “Meaning and Uselessness: How to Think About Derogatory Words,” *Midwest Studies in Philosophy*, 25(1): 128 – 141.
- Hornsby, Jennifer, and Rae Langton, 1998, “Free Speech and Illocution,” *Legal Theory*, 4: 21 – 37.

- Imbleau, Martin, 2011, "Denial of the Holocaust, Genocide, and Crimes Against Humanity," in Ludovic Hennebel and Thomas Hochmann (eds.) *Genocide Denials and the Law*, New York: Oxford University Press, pp. 235 – 277.
- Jeshion, Robin, 2013a, "Expressivism and the Offensiveness of Slurs," *Philosophical Perspectives*, 27: 231 – 259.
- , 2013b, "Slurs and Stereotypes," *Analytic Philosophy*, 54 (3): 314 – 329.
- Khoo, Justin, 2017, "Code Words in Political Discourse," *Philosophical Topics*, 45 (2): 33 – 64.
- Kirk-Giannini, Cameron Domenico, 2019, "Slurs are Directives," *Philosopher's Imprint*, 19(48): 1 – 28.
- Kukla, Quill [writing as Rebecca], 2014, "Performative Force, Convention, and Discursive Injustice," *Hypatia*, 29 (2): 440 – 457.
- , 2018, "Slurs, Interpellation, and Ideology," *The Southern Journal of Philosophy*, 56(S1): 7 – 32.
- Langton, Rae, 1993, "Speech Acts and Unspeakable Acts," *Philosophy & Public Affairs*, 22(4): 293 – 330.
- , 2012, "Beyond Belief: Pragmatics in Hate Speech and Pornography," in Ishani Maitra and Mary Kate McGowan (eds.), *Speech & Harm: Controversies Over Free Speech*, New York: Oxford University Press, pp. 72 – 93.
- , 2018a, "The Authority of Hate Speech," in John Gardner, Leslie Green, and Brian Leiter (eds.), *Oxford Studies in Philosophy of Law* (Volume 3), New York: Oxford University Press, pp. 123 – 152.
- , 2018b, "Blocking as Counter Speech," in Daniel W. Harris Daniel Fogal, and Matt Moss (eds.), *New Works on Speech Acts*, Oxford: Oxford University Press, pp. 144 – 164.
- Langton Rae, and Caroline West, 1999, "Scorekeeping in a Pornographic Language Game," *Australasian Journal of Philosophy*, 77(3): 303 – 319.
- Lawrence, Charles III, 1993, "If He Hollers Let Him Go: Regulating Racist Speech on Campus," in Mari Matsuda, Charles Lawrence III, Richard Delgado, and Kimberlé Crenshaw (eds.), *Words that Wound: Critical Race Theory, Assaultive Speech and the First Amendment*, Boulder, CO: Westview Press, pp. 53 – 88.
- Haney Lopez, Ian, 2014, *Dog Whistle Politics: How Coded Racial Appeals Have Reinvented Racism and Wrecked the Middle Class*, Oxford: Oxford University Press.
- MacKinnon, Catharine, 1993, *Only Words*, Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Maitra, Ishani, 2009, "Silencing Speech," *Canadian Journal of Philosophy*, 39(2): 309 – 338.
- , 2012, "Subordinating Speech," in Ishani Maitra and Mary Kate McGowan (eds.), *Speech & Harm: Controversies Over Free Speech*, New York: Oxford University Press, pp. 94 – 120.
- Maitra, Ishani, and Mary Kate McGowan (eds.), 2012, *Speech & Harm: Controversies Over Free Speech*, New York: Oxford University Press.
- Matsuda, Mari, 1993, "Public Response to Racist Speech: Considering the Victim's Story," in Mari Matsuda, Charles Lawrence III, Richard Delgado, and Kimberlé Crenshaw (eds.), *Words that Wound: Critical Race Theory, Assaultive Speech and the First Amendment*, Boulder, CO: Westview Press, pp. 17 – 51.
- Matsuda, Mari, Charles Lawrence III, Richard Delgado, and Kimberlé Crenshaw (eds.), 1993, *Words that*

- Wound: Critical Race Theory, Assaultive Speech and the First Amendment*, Boulder, CO: Westview Press.
- McGowan, Mary Kate, 2004, "Conversational Exercitives: Something Else We Do With Our Words," *Linguistics and Philosophy*, 27: 93 – 111.
- , 2009, "Oppressive Speech," *Australasian Journal of Philosophy*, 87(3): 389 – 407.
- , 2012, "On 'Whites Only' Signs and Racist Hate Speech: Verbal Acts of Racial Discrimination," in Ishani Maitra and Mary Kate McGowan (eds.), *Speech & Harm: Controversies Over Free Speech*, New York: Oxford University Press, pp. 121 – 47.
- , 2014, "Sincerity Silencing," *Hypatia*, 29(2): 458 – 473.
- , 2018, "On Covert Exercitives: Speech and the Social World," in Daniel W. Harris Daniel Fogal, and Matt Moss (eds.), *New Works on Speech Acts*, Oxford: Oxford University Press, pp. 185 – 201.
- , 2019, *Just Words: On Speech and Hidden Harm*, Oxford: Oxford University Press.
- McGowan, Mary Kate, and Ishani Maitra, 2009, "On Racist Hate Speech and the Scope of a Free Speech Principle," *Canadian Journal of Law and Jurisprudence*, 23(2): 343 – 372.
- Mendelberg, Tali, 2001, *The Race Card: Campaign Strategy, Implicit Messages, and the Norm of Equality*, Princeton: Princeton University Press.
- Mikkola, Mari, 2011, "Illocution, Silencing and the Act of Refusal," *Pacific Philosophy Quarterly*, 92: 415 – 437.
- , 2019, *Pornography: a Philosophical Introduction*, New York: Oxford University Press.
- Miller v. California, 413 U.S. 15 (1973).
- Neufeld, Eleonore, 2019, "An Essentialist Theory of the Meaning of Slurs," *Philosopher's Imprint*, 19(35): 1 – 29.
- Nunberg, Geoff, 2018, "The Social Life of Slurs," in Daniel W. Harris, Daniel Fogal, and Matt Moss (eds.), *New Works on Speech Acts*, Oxford: Oxford University Press, pp. 237 – 295.
- Nussbaum, Martha, 2000, *Women and Human Development: The Capabilities Approach*, Cambridge: Cambridge University Press.
- , 2003, "Capabilities as Fundamental Entitlements: Sen and Social Justice," *Feminist Economics*, 9(2/3): 33 – 59.
- O' Donnell, Patrick, 2017, "Generics, Race, and Social Perspectives," *Inquiry: An Interdisciplinary Journal of Philosophy*, published online 26 January 2017. doi:10.1080/00207543.2016.1266801
- Parekh, Bhikhu, 2012, "Is There a Case for Banning Hate Speech?" in Michael Herz, and Peter Molnar (eds.), *The Content and Context of Hate Speech: Rethinking Regulation and Response*, Cambridge, New York: Cambridge University Press, pp. 37 – 56.
- Popa-Wyatt, Mihaela, and Jeremy L. Wyatt, 2017, "Slurs, Roles and Power," *Philosophical Studies*, 175(11): 2879 – 2906.
- Post, Robert, 2009, "Hate Speech," in Ivan Hare and James Weinstein (eds.), *Extreme Speech and Democracy*, Oxford: Oxford University Press.
- Reichman, Ammon, 2009, "Criminalizing Religiously Offensive Satire: Free Speech, Human Dignity, and Comparative Law," in Ivan Hare and James Weinstein (eds.), *Extreme Speech and Democracy*, Oxford: Oxford University Press, pp. 331 – 355.

- Richard, Mark, 2010, *When Truth Gives Out*, Oxford: Oxford University Press.
- Saul, Jennifer M., 2018, “Dogwhistles, Political Manipulation, and Philosophy of Language,” in Daniel W. Harris Daniel Fogal, and Matt Moss (eds.), *New Works on Speech Acts*, Oxford: Oxford University Press, pp. 360 – 383.
- Sbisà, Marina, 2009, “Illocution and Silencing,” in Bruce Fraser, and Ken Turner (eds.), *Language in Life, and a Life in Language: Jacob Mey—a Festschrift*, Bradford: Emerald, pp. 351 – 357.
- Schwartzman, Lisa H., 2002, “Hate Speech, Illocution, and Social Context: A Critique of Judith Butler,” *Journal of Social Philosophy*, 33(3): 421 – 441.
- Sen, Amartya, 1992, *Inequality Reexamined*, Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Stanley, Jason, 2015, *How Propaganda Works*, Princeton: Princeton University Press.
- Steinberger, Florian, and Julien Murzi, 2017, “Inferentialism,” in Bob Hale, Crispin Wright, Alexander Miller (eds.), *A Companion to the Philosophy of Language*, second edition, Oxford: Wiley Blackwell, pp. 197 – 224.
- Tesler, M., and D. O. Sears, 2010, *Obama’s Race: The 2008 Election and the Dream of a Post-Racial America*, Chicago: University of Chicago Press.
- Tirrell, Lynne, 1999, “Derogatory Terms: Racism, Sexism, and the Inferential Role Theory of Meaning,” in Christina Hendricks, and Kelly Oliver (eds.), *Language and Liberation: Feminism, Philosophy, and Language*, Albany: State University of New York Press, pp. 41 – 79.
- Tonhauser, Judith, 2012, “Diagnosing (not-)at-issue content,” *Proceedings of Semantics of Underrepresented Languages in the Americas*, 6: 239 – 254.
- UN General Assembly, International Covenant on Civil and Political Rights, 16 December 1966.
- UN General Assembly, International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination, 21 December 1965, [available online].
- Waldron, Jeremy, 2014, *The Harm in Hate Speech*, Cambridge, MA: Harvard University Press.
- West, Caroline, 2012, “Words that Silence? Freedom of Expression and Racist Hate Speech,” in Ishani Maitra, and Mary Kate McGowan (eds.), *Speech and Harm: Controversies over Free Speech*, Oxford: Oxford University Press, pp. 222 – 248.
- Whine, Michael, 2009, “Expanding Holocaust Denial and Legislation Against It,” in Ivan Hare and James Weinstein (eds.), *Extreme Speech and Democracy*, Oxford: Oxford University Press, pp. 538 – 556.
- White, Ismail, 2007, “When Race Matters and When It Doesn’t: Racial Group Differences in Response to Racial Cues,” *American Political Science Review*, 101(2): 339 – 54.
- Whiting, Daniel, 2008, “Conservatives and Racists: Inferential Role Semantics and Pejoratives,” *Philosophia*, 36(3): 375 – 388.
- Williamson, Timothy, 2009, “Reference, Inference, and the Semantics of Pejoratives,” in J. Almog, and P. Leonardi (eds.), *The Philosophy of David Kaplan*, Oxford: Oxford University Press, pp. 137 – 158.
- Wistrich, Robert, 2012, *Holocaust Denial: The Politics of Perfidy*, Berlin: De Gruyter.